

平成 23 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

**高齢者虐待防止に向けた
普及啓発映像開発のための
調査研究事業**

平成 24 年 3 月

株式会社 シルバーチャンネル

はじめに

国立長寿医療研究センター内科総合診療部長

日本高齢者虐待防止学会 理事

遠藤 英俊

高齢者虐待については法律の成立以降も減少する気配はなく、その数はいまだに増加しています。介護負担や家族の人間関係がリスクであり、対象としては認知症の人が最大の被害者です、さらに虐待のサインを見つけた場合の早期の対応が重要です。

虐待の防止のためには、一般市民や介護者への啓蒙が最も重要で、啓蒙のためには講演会やマスコミなどの利用も重要であるが、手軽に行える映像の視聴が有効になります、また早期発見、早期対応にはケアマネジャーの役割が重要になってきます、しかしこのケアマネジャーに対しても高齢者虐待防止法や虐待対応の流れの理解が進んでいないのも事実です、ここでも、対応の流れを理解するための映像の視聴が有効です。

このたび本研究事業では一般住民やケアマネジャーに対する高齢者虐待の調査を行い、そのアンケート調査の中からみえてきた課題を踏まえてDVDの作成を行いました。

DVDの内容としては虐待の定義、種類、対応について学び、早期の通報・相談をすることが、高齢者虐待の防止に役立つことを目的としました。

このDVDを広く市町村に配布し、一般市民やケアマネジャー、その他の介護福祉事業者に観ていただくことで、さらに認知症や高齢者虐待について学び、早期発見し市町村と地域包括支援センターの連携で虐待をへらし、早期の対応により問題を解決することを期待いたします。

高齢者がたとえ認知症になっても、尊厳を保ち、安全にかつ安心して暮らせる社会になることを期待いたします。

【検討委員会体制】

(敬称略)

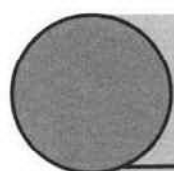
	氏 名	所 属
委員長	遠藤 英俊	国立長寿医療研究センター内科総合診療部長 日本高齢者虐待防止学会 理事
委員	山田 祐子	日本大学文理学部社会学科教授 日本高齢者虐待防止学会 評議員
委員	森上 淑美	一般社団法人 日本介護支援専門員協会副会長
委員	中澤 伸	社会福祉法人いきいき福祉会副総合施設長
委員	伊藤 大佑	川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

ワーキング委員 (リーダー)	山田 祐子	日本大学文理学部社会学科教授
ワーキング委員	中澤 伸	社会福祉法人いきいき福祉会副総合施設長
ワーキング委員	伊藤 大佑	川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
ワーキング委員	高橋 靖明	川崎市川崎区京町地域包括支援センター長
ワーキング委員	増田 貢	社会医療法人財団石心会 新川崎居宅介護支援事業所管理者
ワーキング委員	山田 博一	映像演出

事務局	渡辺 亮市	株式会社シルバーチャンネル
事務局	山中 一義	株式会社シルバーチャンネル
事務局	畠山 美恵子	株式会社シルバーチャンネル

目 次

要 旨	5
I 事業概要	9
I-1) 背景と目的	11
I-2) 事業のプロセス	11
II 映像教材制作	15
II-1) 事前アンケート調査	17
1. 一般市民向け	17
2. ケアマネージャー向け	24
II-2) 映像制作の過程	32
III 映像を活用した普及啓発セミナーの実施	33
IV 提言	39
・ 日本大学文理学部社会学科教授	山田 祐子
・ 一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長	森上 淑美
・ 社会福祉法人いきいき福祉会副総合施設長	中澤 伸
・ 川崎市役所高齢者事業推進課	伊藤 大佑
・ 社会医療法人財団石心会	
新川崎居宅介護支援事業所管理者	増田 貢
・ 川崎市川崎区京町地域包括支援センター長	高橋 靖明
参考資料	55
① アンケート調査票	
1. 一般市民向け	57
2. ケアマネージャー向け	60
② 映像教材シナリオ	61
セミナーチラシ	89
DVD について	92



要旨

1. はじめに

平成 18 年 4 月 1 日、「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行され、地域においてその周知がされてきたかと思われたが、高齢者虐待防止の先駆的市町村でも普及啓発が十分とはいえず、地域格差もみられ、一層の促進が必要との指摘がされている。

高齢者虐待防止法の普及が進まない中、市町村等が地域包括支援センターやケアマネジャー、養護者、地域住民への普及啓発を推進できる「高齢者虐待防止法の普及啓発ビデオ」を開発することにより、市町村等がこの啓発ビデオを活用することで、地域包括支援センター、ケアマネジャー、養護者や地域住民に高齢者虐待防止法の意味や、虐待の未然防止、早期発見の方法を共有することで、高齢者虐待防止法の普及啓発が推進され、高齢者虐待の初期の段階での対応が可能になるとともに予防も期待される。

2. 実施内容

（1）高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像の作成

市町村担当者や地域包括支援センターがケアマネジャーや一般市民に向けた、高齢者虐待の対応及び通報、相談に関する映像教材を制作した。

映像教材制作に先立ち、ケアマネジャー、養護者、一般市民を対象として、普及啓発映像の素案を検討するためアンケート調査を実施した。アンケート調査結果を分析し、高齢者虐待予防と早期発見に向けて映像を制作した。

（2）高齢者虐待防止に向けたセミナーの開催

特定の地域の市町村高齢者虐待担当者、地域包括支援センター職員、ケアマネジャーを対象としてセミナー「高齢者虐待防止に向けた、ケアマネジャーの役割」を開催し、その中で映像教材の視聴を行った。

3. 結 果

（1）高齢者虐待に関する視聴覚教材の作成

事前アンケート調査の結果、高齢者虐待の内容のうち、「車いすにひもでくくりつける」のは、安全のためなら虐待にはあたらないと考えている養護者、一般市民が 25%であった。また、高齢者虐待防止法があると考ええる養護者、一般市民が 53%と全体の半数となり、その結果を映像に反映させることとなった。

ケアマネジャーのうち、高齢者虐待防止法の内容まで理解しているのは 32%にとどまり、虐待対応の経験がなければ防止法の内容を理解していないことがわかり、映像制作に反映させることとした。

（2）高齢者虐待防止に向けたセミナーにおける映像試写と検証

市町村高齢者虐待担当者、地域包括支援センター職員、ケアマネジャーを対象にして実施したセミナー「高齢者虐待防止に向けた、ケアマネジャーの役割」の中で、教材映像の試写の結果、高齢者虐待防止に対する意識が高まる内容であった等の回答があった。

4. 考 察

配布される映像教材を全国の市町村高齢者虐待担当部署が、高齢者虐待対応者、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー向け研修等に使用することにより、高齢者虐待の予防や早期発見への対応に結び付くことを期待したい。

I 事業概要

I 事業概要

I-1) 背景と目的

平成 18 年 4 月 1 日、「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行され、地域においてその周知がされてきたかと思われたが、高齢者虐待防止の先駆的市町村でも普及啓発が十分とはいえず、地域格差もみられ、一層の促進が必要との指摘がされている。

また、虐待が深刻な状況になり通報された場合は、非常に対応困難で、未然防止、早期発見の重要性が指摘されている。その中で地域の住民と高齢者の日常に関わりの深い専門職であるケアマネジャー（介護支援専門員）が虐待通報の上位であった（平成 20 年度調査より、相談・通報者は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 43.8%と最も多い）。

本事業では、ケアマネジャーおよび地域住民等にアンケート調査を実施し、それをもとに市町村等が地域包括支援センターやケアマネジャー等関係専門職および養護者、地域住民に対する普及啓発に活用できる「高齢者虐待防止法の普及啓発ビデオ」の開発を行うことで、高齢者虐待防止法の理解と予防、早期発見の促進を図ることを目的とする。

I-2) 事業のプロセス

本事業では、検討委員会を設置し、委員会を 3 回（表 1）、ワーキング委員会を 7 回開催した（表 2）。

（1）高齢者虐待防止に関する映像の作成

養護者、地域住民等を対象にした高齢者虐待防止の普及啓発ビデオならびにケアマネジャー等を対象にした、高齢者虐待対応の流れ、予防と早期発見を中心に高齢者虐待防止の普及啓発ビデオを制作した。

映像制作に先立ち、養護者、地域住民、全国のケアマネジャーを対象として、普及啓発ビデオ制作の素案作りのためアンケート調査を実施した。

（2）映像を活用した普及啓発セミナーの実施

市町村高齢者虐待担当者、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー等を対象として、制作した映像を基に、高齢者虐待防止に向けたセミナーを実施した。

表1 委員会の開催

	日程	議事内容
第一回	平成 23 年 8 月 2 日	1. 事業概要説明 2. 事業の進め方 ①映像に関して ②映像制作に向けたアンケート調査 ③セミナーの開催
第二回	平成 23 年 11 月 1 日	1. ワーキング委員会でまとめた「一般向け」「ケアマネ向け」映像素案について 「高齢者虐待防止法とは」映像構成について 2. それぞれの映像構成の検討と最終版に向けた討議 3. 2 月 25 日開催のセミナー内容検討
第三回	平成 24 年 1 月 27 日	1. 映像試写 ①ケアマネ向け ②一般市民向け ③「高齢者虐待防止法とは」 2. 2 月 25 日開催のセミナーのシンポジウム内容について 3. 本事業報告書に関して

表2 ワーキング委員会の開催

	日程	議事内容
第一回	平成 23 年 8 月 29 日	1. 事業概要説明 2. 第 1 回委員会報告 3. アンケート調査の進め方 ①9 月 1 日一般向けアンケートの実施に向けた調査項目 ②ケアマネ向けアンケート調査項目 ③ビデオ内容の検討 ④スケジュール確認
第二回	平成 23 年 9 月 8 日	1. 9 月 1 日実施一般向けアンケート結果 2. ケアマネ向けアンケート項目の決定 3. ビデオ内容の検討 4. スケジュール確認

第三回	平成 23 年 10 月 11 日	1. 10月26日兵庫県川西市実施、一般向けアンケート内容 2. 一般向けビデオ台本案の確定 3. スケジュール確認
第四回	平成 23 年 10 月 17 日	1. ケアマネ向けビデオ台本案の確定 2. スケジュール確認
第五回	平成 23 年 10 月 24 日	1. 「一般向け」「ケアマネ向け」ビデオ台本案の確定
第六回	平成 23 年 11 月 7 日	1. 「一般向け」「ケアマネ向け」ビデオ台本案の確定 2. 撮影スケジュールに関して
第七回	平成 23 年 1 月 16 日	1. 「一般向け」「ケアマネ向け」「高齢者虐待防止法とは」映像内容の確認 2. 今後のスケジュールに関して

II

映像教材制作

Ⅱ－１） 事前アンケート調査

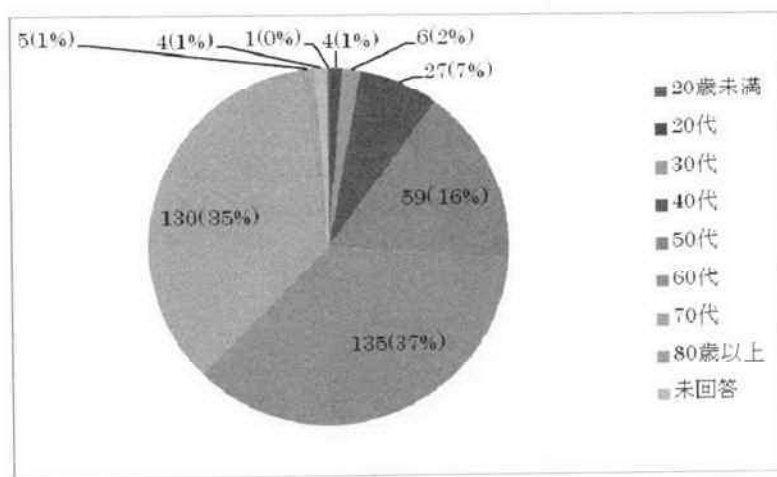
高齢者虐待対応の現状に関して、予防、発見、通報活動ならびに普及啓発ビデオに必要な内容に関してアンケート調査を実施した。

１．一般市民向け

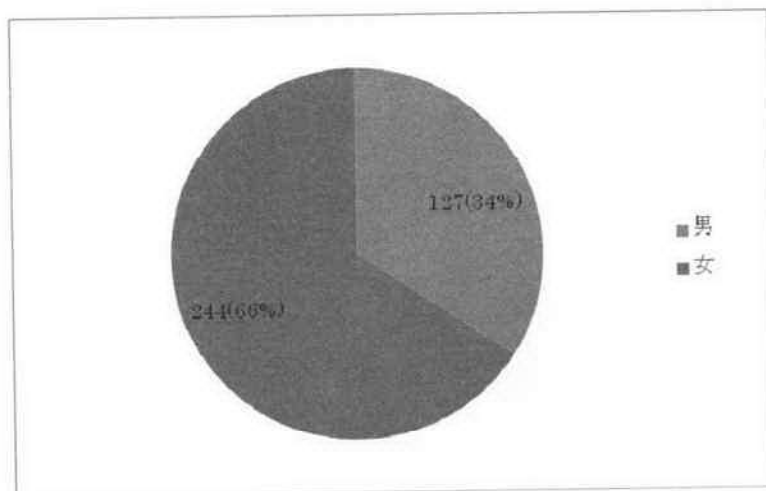
東京都、兵庫県川西市において、一般市民を対象としたアンケート調査を実施した。

《9月1日東京都において実施 回答数371》

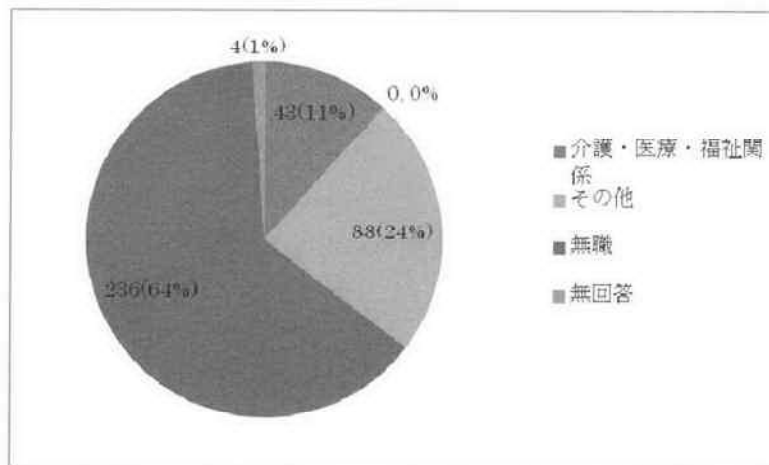
１．年齢



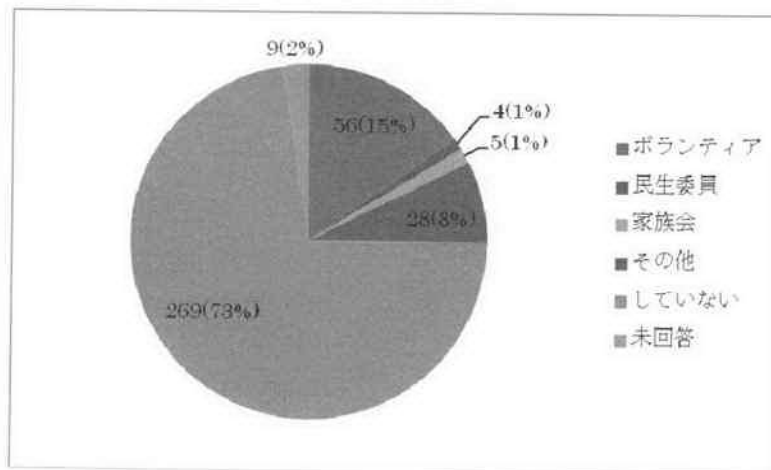
２．性別



3. 職業

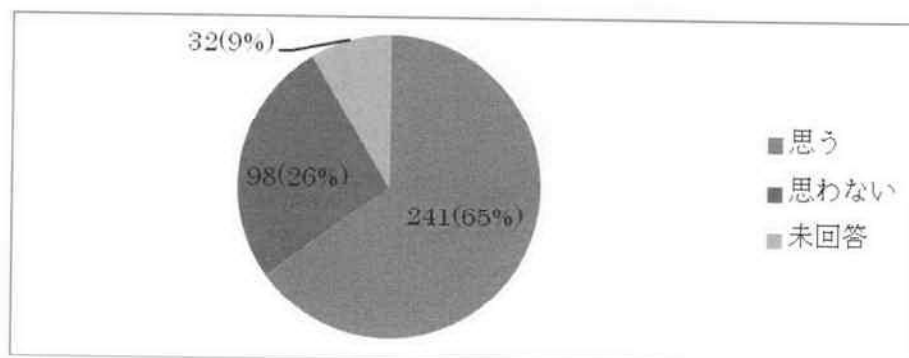


4. 職業以外で、高齢者に関わる活動をされていますか

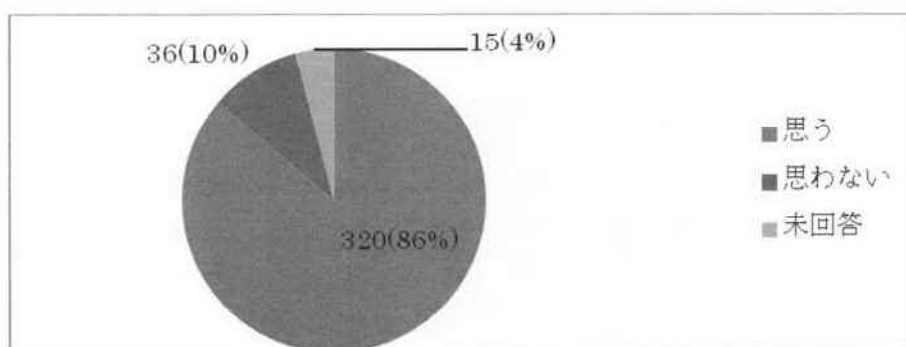


5. 次の項目を高齢者虐待だと思いますか

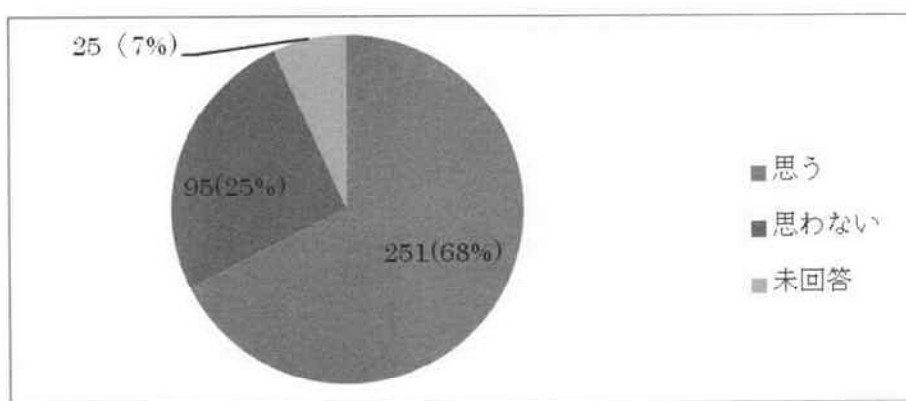
①安全のためにベッドに縛る



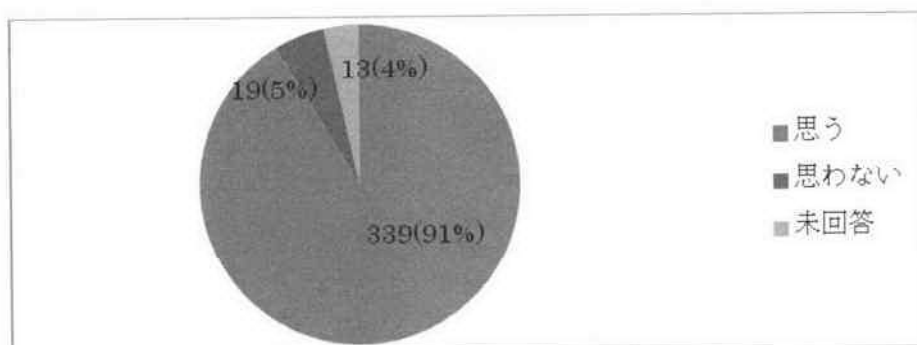
②食事・掃除などの必要なお世話や介護がされていない



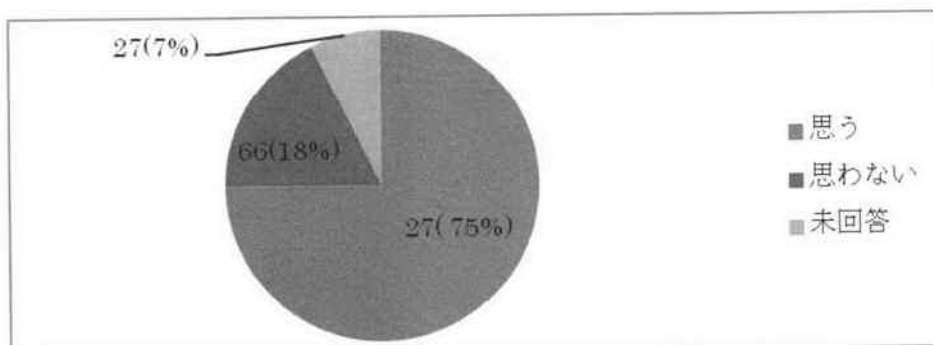
③子供扱いする



④介護をする際に下半身を裸にして放置する

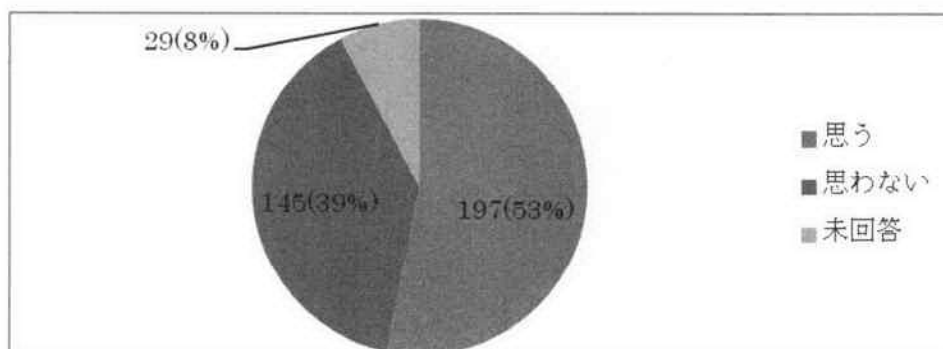


⑤日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の意思、利益に反して使用する

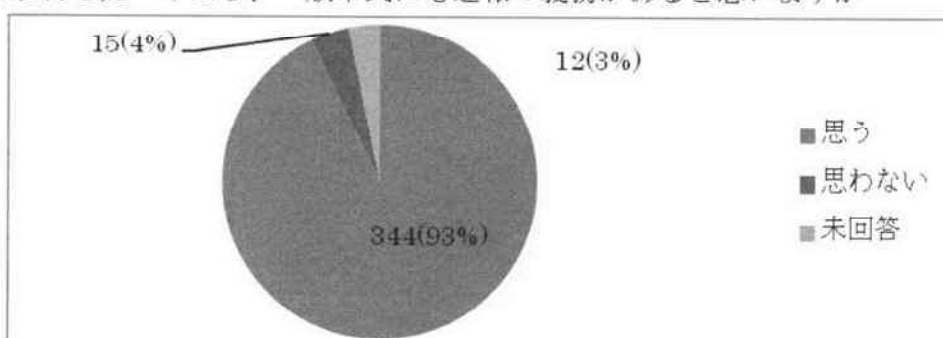


6. 以下の項目について「思う 思わない」でお答えください

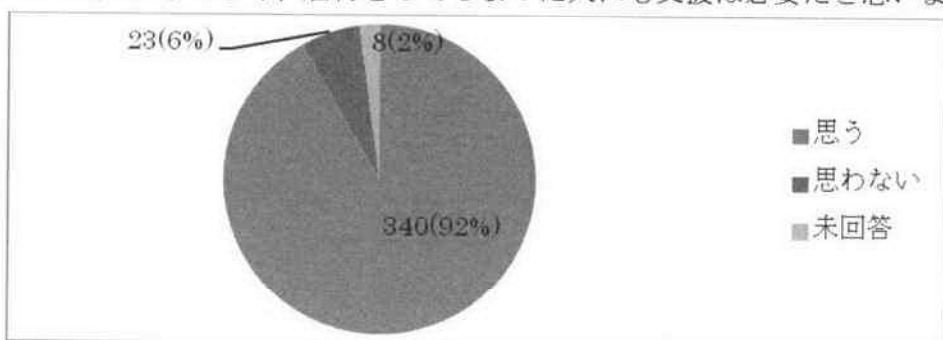
①日本には高齢者虐待防止法があると思いますか



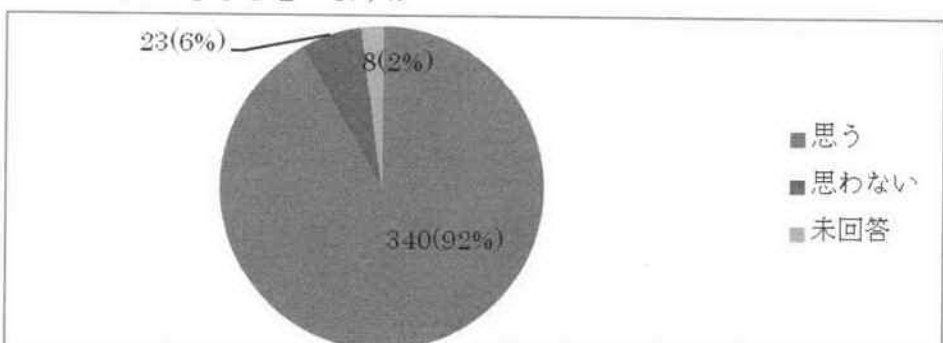
②高齢者虐待を見つけたら、一般市民にも通報の義務があると思いますか



③虐待をされた人だけでなく、虐待をしてしまった人にも支援は必要だと思いますか

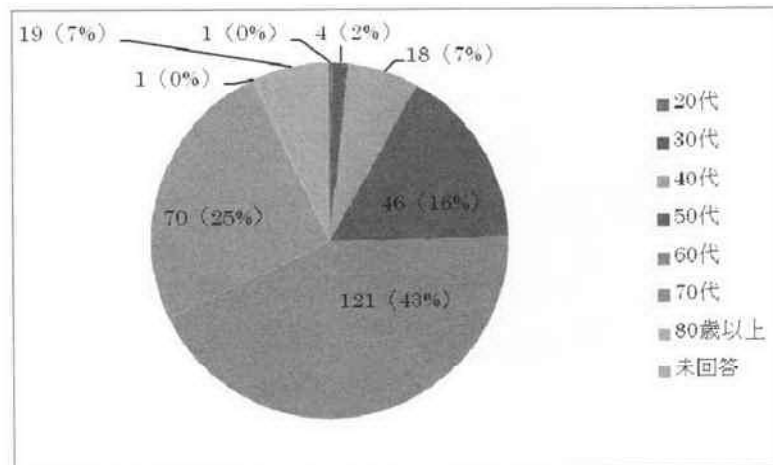


④高齢者虐待を予防できると思いますか

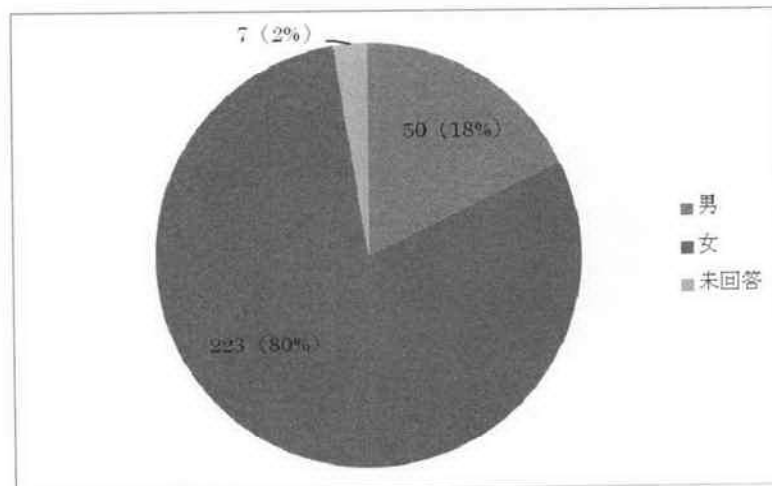


《10月26日兵庫県川西市において実施 回答数 281》

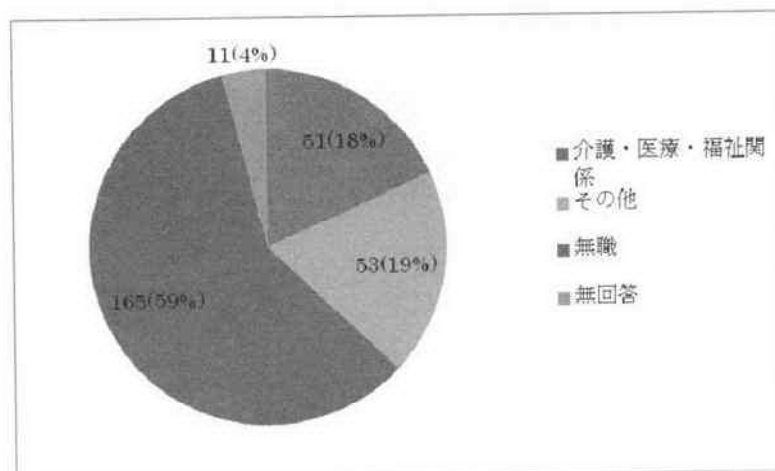
1. 年齢



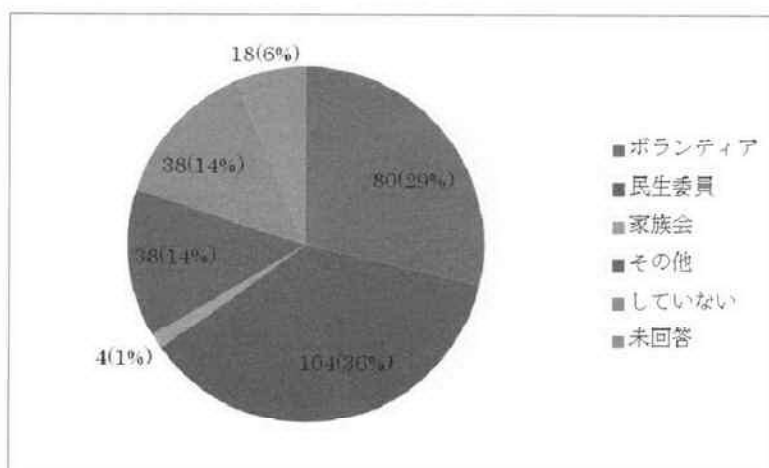
2. 性別



3. 職業

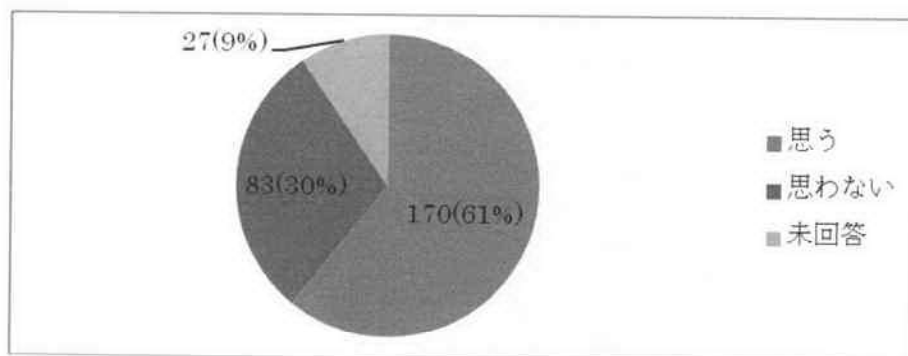


4. 職業以外で、高齢者に関わる活動をされていますか

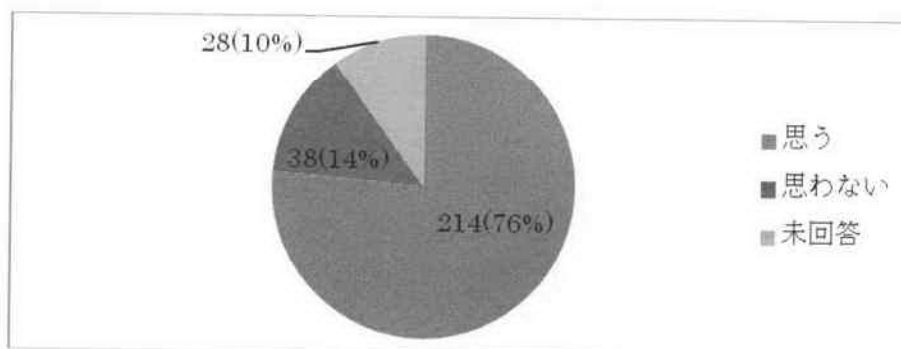


5. 次の項目を高齢者虐待だと思いますか

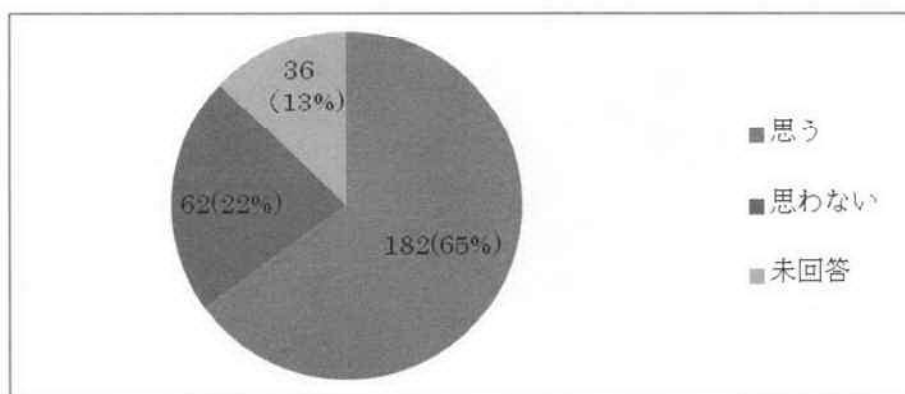
①安全のためにベッドに縛る



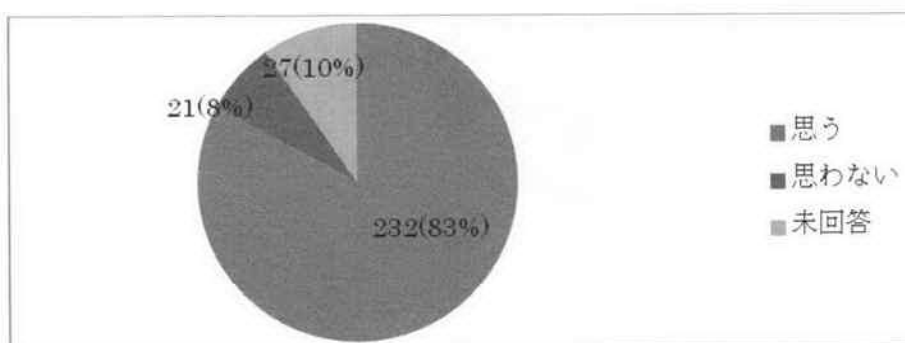
②食事・掃除などの必要なお世話や介護がされていない



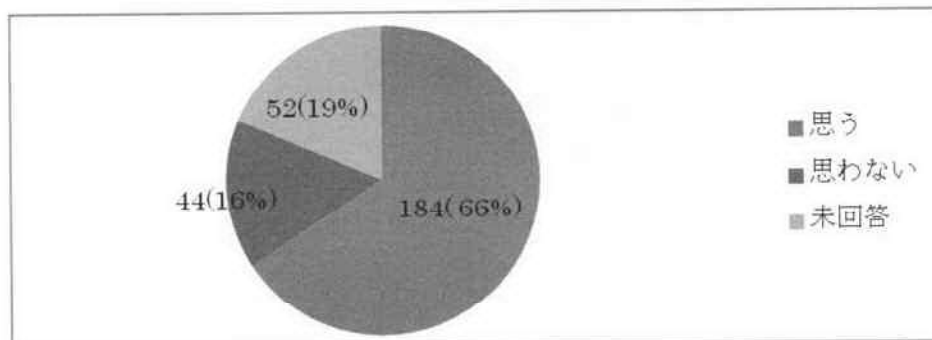
③子供扱いする



④介護をする際に下半身を裸にして放置する

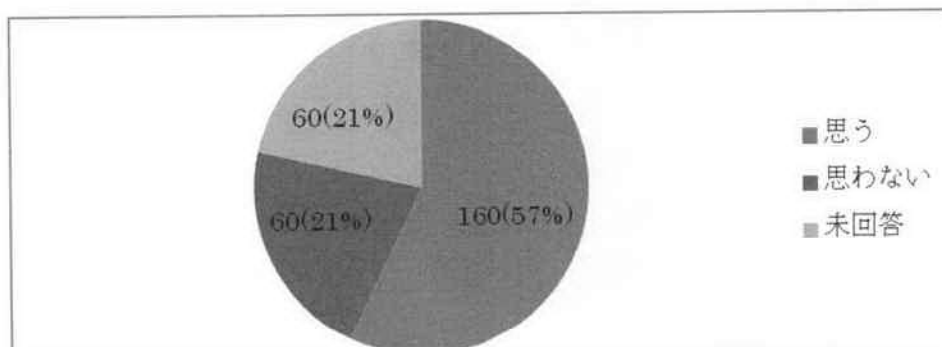


⑤日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の意思、利益に反して使用する

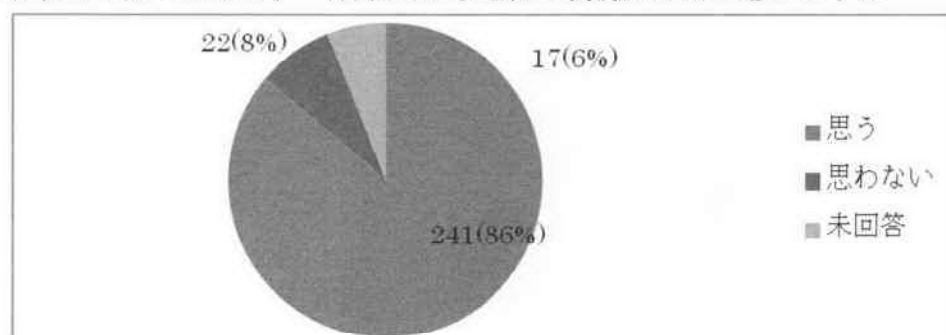


6. 以下の項目について「思う 思わない」でお答えください

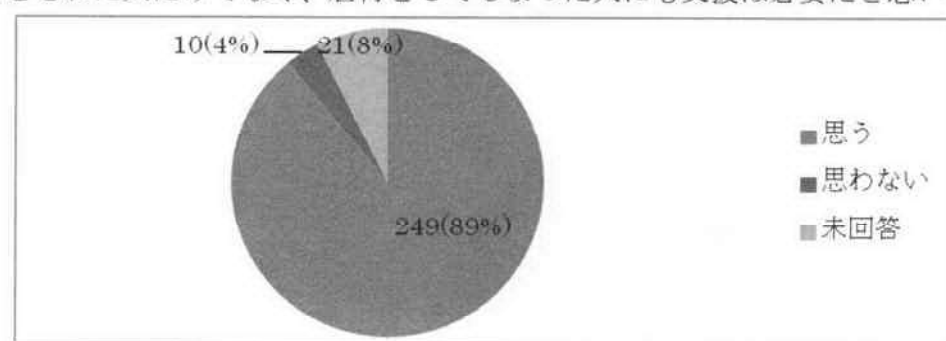
①日本には高齢者虐待防止法がありますか



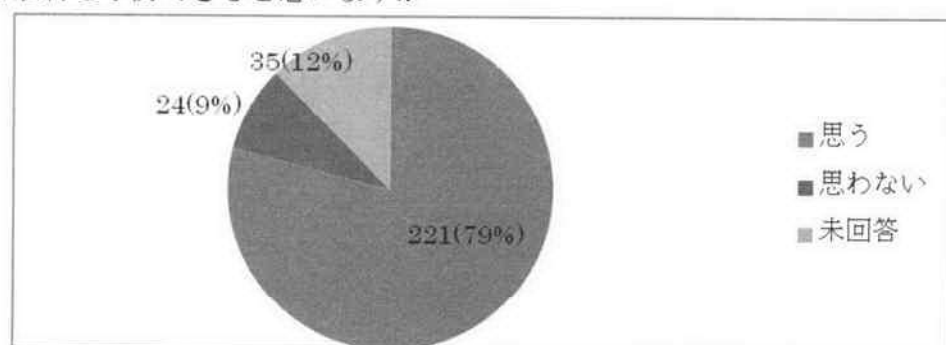
②高齢者虐待を見つけたら、一般市民にも通報の義務があると思いますか



③虐待をされた人だけでなく、虐待をしてしまった人にも支援は必要だと思いますか



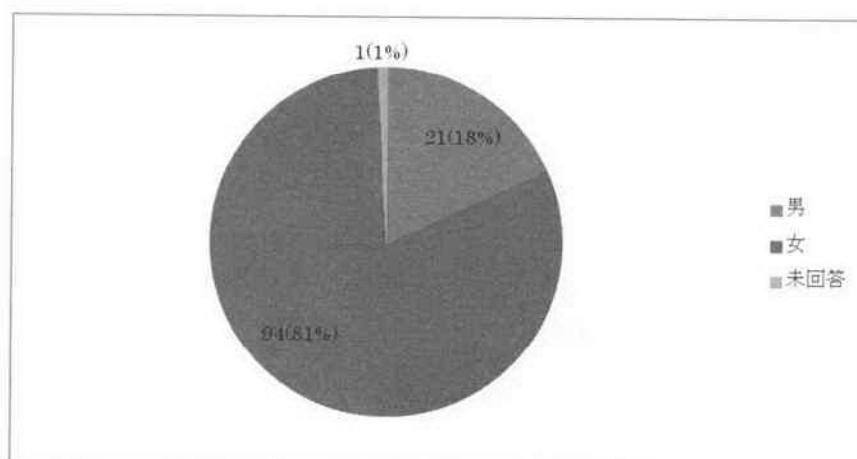
④高齢者虐待を予防できると思いますか



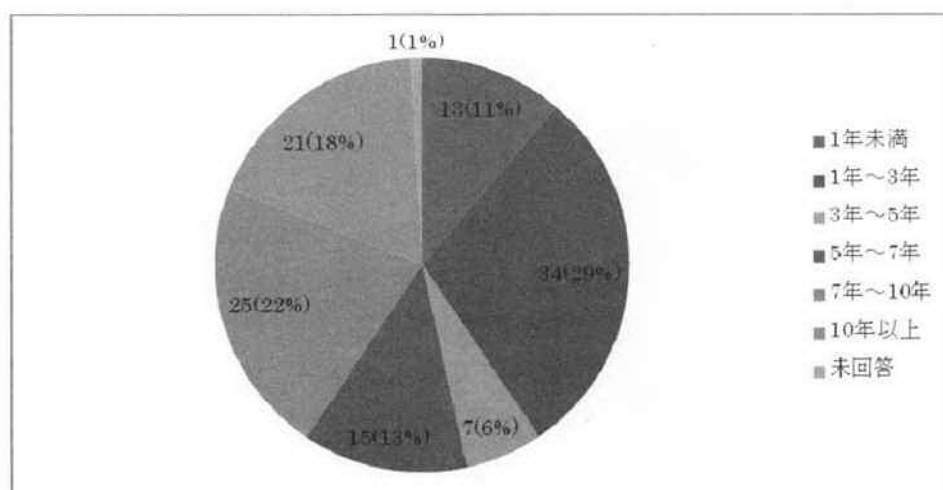
2. ケアマネジャー向け

全国の日本介護支援専門員協会の会員を対象としてアンケート調査を実施した。回答数は116であった。

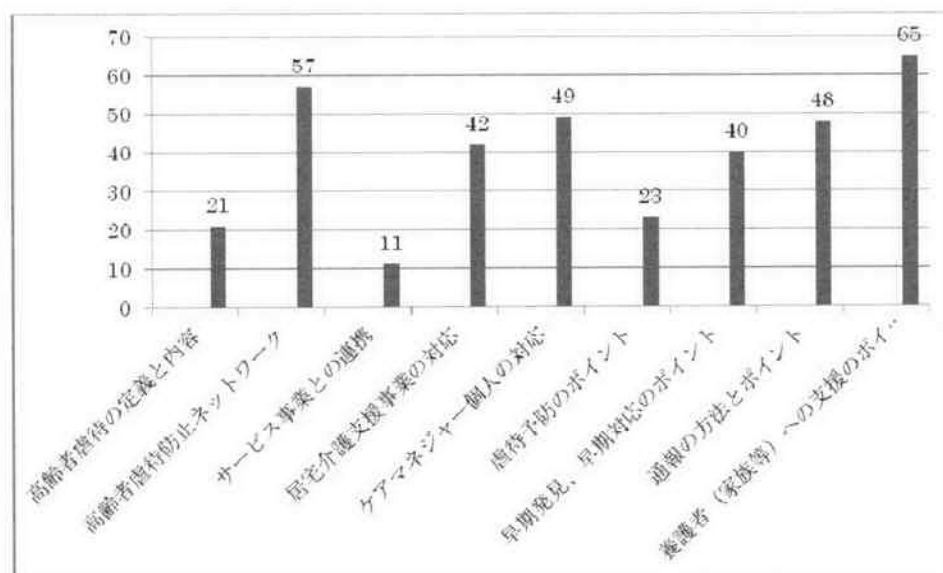
性別



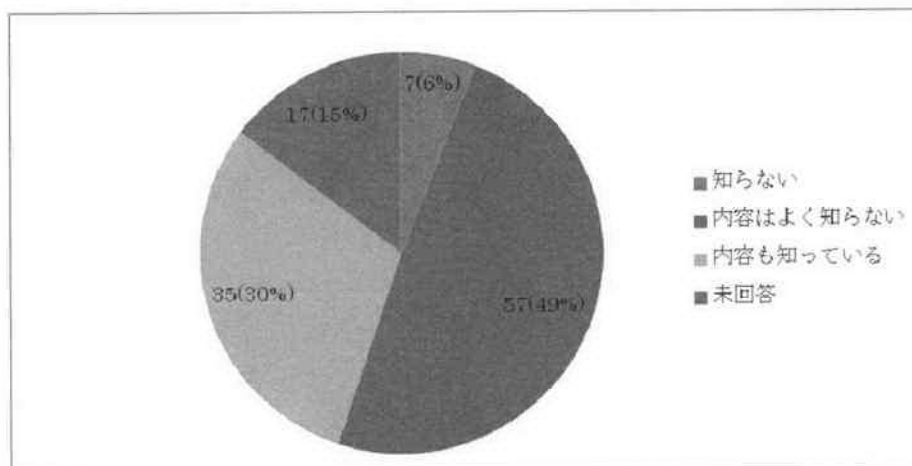
ケアマネジャー経験年数



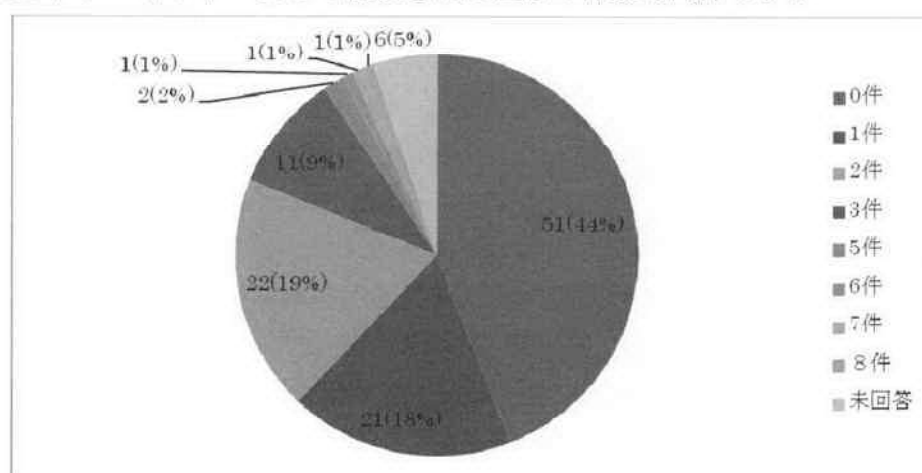
1. ビデオの内容であなたが特に知りたいと思われる項目について上位3つに○をお付け下さい



2. 高齢者虐待法を施行されているのを知っていますか



3. あなたがケアマネジャーとして経験された虐待の件数は何件ですか



4. 高齢者虐待についてお困りのことや不安に思っていることがありましたらご自由にお書きください

- ・トイレの回数が多い利用者さんに対して、サービススタッフが「ちょっと待って」「行っただけでしょ」等の声かけをしているらしいが、その口調に温かみがなく、一見虐待のように思われる案件があり、困っている。
- ・なかなか表に出づらく、家族様にも歴史があって虐待につながる。
- ・虐待を発見した時、すみやかに行政が対応してくれるか。また、土日祝など行政機関の休みの時はどうしたらよいのか。
- ・本人に虐待とわかってもらうための説明とその後の支援について。ケアマネとの関係が悪くなることもあるかと思うが。
- ・家族の立場を理解してしまうと、どこから割入っていったいいのか。
- ・友人の知り合いで、認知症が強く虐待と思われるで、子供達を預けたまま、1ヶ月も戻ってこない人がいると聞きました。どんな経緯でそうなったのか、不安がっています。
- ・その原因が元々の家庭環境によっているところも多いので、どこからどこまでが介入すべきところなのか、わからなくなることがある。
- ・本人から訴えがあいまい（認知症）で、外傷等の証拠もない場合、いちケアマネとしてどこまで介入できるのか？自治体によっては、緊急受入施設の確保が整っていないため、保護先も難しい。
- ・家族とこちらの認識の差、虐待と思わず家族の行動がエスカレートする。
- ・夜に徘徊している人を見かけ報告してあるが、息子と同居。包括が介入を始めたら、本人が外へ出なくなった。通報して行政が関わることで、家族が頑なになり家から出ないように考えると報告したことが良かったか不安になっている。
- ・居宅支援事業所では、今のところ虐待と思われるケースはありません。虐待と分かった時に最初に家族にどのように関わるのか（それは虐待ですよと告げる時）。
- ・遠方に住む家族から、同居の家族が虐待をしているようなので、その家族に対し、病識等を教えてほしいと言われたが、良い方法が見つからない。

- ・虐待が家族内で起こっていることなので、窓口がケアマネジャーだったりするのですが、もう少し行政（例えば包括や統括）で、もう少し全面に出てほしい。連会に関わりを持っていかなければならないのでとても動きにくい。
- ・身体的な虐待があり、サービスを増やすことで予防、観察をしてきましたが、家族に虐待の事実を確認できなかったとき、必ず確認すべきなのか？どのように明らかにどこまで明らかにすべきか？
- ・サービス提供者側で直接、利用者様にサービス提供しているとき虐待を発覚。担当ケアマネに言うもなかなか動いてくれず、法郭からアプローチしてもらった。そのためケアマネ全体の理解が必要。
- ・通報や包括との連携など、実際は行っているけど結果は変わらず、居宅ケアマネとして対応困難と感じている。
- ・ケアマネ個人に丸投げされても困る。〇〇という制度があるので、そちらに相談されては…等。
- ・他人から見えないところで虐待が起こっているため不安。
- ・日常的に暴力を受けている（長男と孫二人から暴力）。措置入所について、どの時点で判断するのか？
- ・夫が認知症の妻を介護していて、思わず手が出る、その後は反省して落ち込まれる。夫のフォローはしているのですが…これって虐待ですか？
- ・虐待なのかどうか判断に迷いことがある。通報することによって家族から不信感が持たれるのではないか。
- ・虐待報告(?)は包括または市へあげるものの、その後の動向が全く分からず何もわからぬまま訪問をしていくことに不安が残る。
- ・金銭的な虐待が気になる。姪・妹・弟・甥等による時の理解。金連管理、妹や弟が高齢になっている。行政（日常生活自立支援事業）に継ぐことが難しい時。
- ・行政との連携が難しい。現場サービスが苦勞して介護者を支え、虐待を防ごうとしているのに、介護者に不用意に接するなど、後のサービスが大変になることをする。そのくせ、その後はほったらかしといったことが多い。
- ・虐待までいかないとしても、不適切なケアで、どこまで介入して良いか悩むことがある。
- ・虐待をする人への対応。家族への対応。本人からのみの発言で程度が分からないこと、言わないでと頼まれた時。
- ・通報しても行政がプロじゃない。
- ・通報の義務を果たさなくてはならないことは理解しているが、それにより地域包括の先走りなどにより、関係者との関係の悪化などが生じ、その後の対応が難しくなる場合がある（例えば、虐待を行っている方が有識者・弁護士などの場合）。
- ・虐待があっても程度の問題（命に関わる？）があり、行政に相談しても対応できないと断られる場合が多く、ショートステイの長期利用や施設入所の申し込みぐらいしか対処できない。

- ・ネグレストだとわかっている、家族が家の中に入れてくれなかったり、知的障害があり、説明しても理解ができないが、サービスでお金のかかるのは困ると拒否する時等、どうかかわればよいと思う。
- ・虐待している人の意識の希薄、認識の希薄が不安。認知症を理解してもらうことの難しさがある。
- ・虐待の現状よりも「一緒に死ぬ」等、言葉での怒るか怒らないかわからない状況への対応。行政等の会割、また区の担当によって温度差がある対応（よく対応してくれれば他でも期待してしまう）。
- ・ケアマネジャーとして経験が浅いため、これまでに虐待というケースに遭遇したことはありませんが、将来もし、そういったケースを抱えた際に、どう対応したら良いのかという不安があります。
- ・行政の対応。その後の相談窓口、対応方法。
- ・本人、ご家族の気持ちのケアがきちんとできるのか、不安です。
- ・天王寺区高齢者虐待防止連絡会議のメンバーです。
通報件数は0件ですが、これは？が何件かありました。判断が困難です。天王寺区高齢者虐待防止連絡会議では、迷ったら通報せよと言います。間違っていないからとも言います。しかし何の根拠もなしに通報はできません。
- ・どこまでを虐待として考えるのか、その内容について細かくわからないこと。
- ・家族の理解がない。
虐待の定義と内容の理解不足で職員の教育ができていない。
- ・身体的虐待は証拠（傷跡など）が見えるが、精神的虐待を発見することは、とても難しいと思います。
- ・勉強。知識不足のため、ポイントや対応方法などについて未熟。
- ・家族も頑張って見ておられ、これ以上の看介護は難しいと思われ施設入所を勧めてみても、入所料金が強く預けられないケースもあり、限界状態で在宅介護をされています。先の見えない介護が辛いと思います。
- ・行政の対応が曖昧。行政としてしっかり対応してくれない。緊急措置として入所したあとのフォローがない。
虐待を受けている本人からの訴えがなく、面倒をみてもらっているからと多くは語られない。
- ・本人とその家族が、そのことを虐待とっていないことで、改善の方向へ向かわない（例えば食事、室内環境等）。
- ・虐待なのかははっきり確認ができない場合の介入。
- ・虐待等困難事例と判断できるケアマネがないこと（自分自身も含めてですが）。包括の担当者でも力の差があり困る。
- ・他者が虐待行為と思っても家族はそうに思っていなかったり、罵声等が若い時からの習慣であった場合の対応の仕方。
- ・家族、特に子供の妻の理解不足。

- ・息子様が利用者本人に対して荒い口調で怒ったり、怒鳴ったりしているが、息子様に対してどのような声かけ、対応をしたら良いか困っている。
- ・市区町村により対応方法も違うように感じます。一事業所では行政の権力とは違い、保護等に限界があると思います。
- ・認知症が進行すると介護者の負担も多くなり、心理的虐待へ進むケースもあるが話しても、理解できないような対象者に感情が高ぶって、ちょっと見で虐待ととらえられるのか。
- ・虐待者と言われている方の不安・苦悩、虐待に至るまでのストレス、その部分に対して事業所に属するケアマネがどこまで支援できるか？
- ・相談を受けた時の対応をどのようにすれば良いか。
- ・通報することによって悪化が懸念される。保護し、自宅に帰った後が心配である。
- ・独居でかつ身寄りのない方等について最終的な支援の方法等。不動産の処分の方法等（居宅のケアマネとしてどこまで踏み込んだらよいか難しいところです。）
- ・嫁姑の問題からずっと高齢に至るまでの人間関係のもつれから、高齢者虐待に至っているのではないかとと思われるケースは多々あり。
- ・個人情報保護法のために必要な情報が入りにくい！また、提供しにくい現状があり、対応に苦慮することがありました。また、虐待の判断に迷うケースもありました。
- ・虐待かの判断が困難なケースで包括支援センターに連絡すると、頭から虐待ケースとして扱われ、今後の支援に支障がある。
- ・明らかに第三者として見て、虐待と判断できても、加害者と本人にその意識がないことが多く、本人が「怖い」「いやだ」と言っても、共依存関係にあり離れられないことが多く、それ以上踏み込めないことがあります。介入が難しいです。
- ・虐待かどうか判断のつかない場合、行政に対してどのように報告や支援をお願いすればよいか、よくわからない

5. その他、ご意見・ご要望・ご提案がございましたら、ご自由にお書き下さい

- ・長年の親子や夫婦関係が大きく左右すると思うので、そのあたりが児童とは違う対応をとる必要があると思われるし、社会経済の影響もあるので難しいと思う。
- ・いつでも目につくところに貼っておけるような簡単なマニュアルのようなものがあったら助かります。
- ・認知度が低い気がします。
- ・アンケート結果を有効的に活用。提出した事業所に結果なりの報告がほしいです。
- ・区役所・包括支援センターに気付くたびに報告しているが、これはという良い案が出てこない。家族も良い方法があったら教えてほしいと言われるが、年金で施設入所しても妻の生活が成立しなくなる。
- ・予防と介護を行ったり来たりするなど、担当ケアマネが交代する制度を早く改善してほしいと思います。信頼関係が崩れやすいです。
- ・もっと一般家庭にもどういことが虐待であるかを周知してほしい。
- ・経済的なトラブルは第三者が立ち入ることはとても難しいと思います。

- ・虐待らしき…？というのを見て見ぬふりをしていますが…他のケアマネさんの対応等、声を聞きたいです。
- ・虐待に関しては、その多くが家族も含め支援する必要があると考えます。介護保険や福祉にかからないが支援が必要なのではないかと考えられるラインの人をどのように支えればよいか？悩みます。
- ・まだ6件しか受け持っていないので、書けるほどの意見はありません。
- ・虐待の定義では“虐待”と当てはまっても、相談・報告後、市や包括から虐待とみなさないとの結論があり、定義と実情が違っている。
- ・虐待は「する側」「される側」双方がクライアントであるため、双方への支援方法を学習することが、予防策になると思う。
- ・虐待を思われることがあったとしても、頻繁でなかったり言葉によるものであったりするものなど、紛らわしい場合は、なかなか通報まで至らない場合がある。その判断が難しい。
- ・法律があっても活用できない。もっと早く動ける内容にしてほしい。
- ・ケアマネとしては関わっていないが、ヘルパーの時にもっといろいろな方が関わってほしいと思いました。
- ・認知症のケアと支援を十分に実施するシステムがあれば、虐待も減少すると思います。
- ・それ以前に人権の尊重について、しっかり教育していくべきです。
- ・私の参加している大阪市天王寺区の連絡会議は年2回各部署より集まります。全国規模のネットワークがあれば、もっと情報交換などできると思います。
- ・児童虐待のようにもう少し行政が立ち入ることが必要だと思います。虐待を受けている方は、言いたくても言えない状況にあることを、もっと理解した方が良いのではないのでしょうか。
- ・介護をまじめに一生懸命取り組んでいる人ほど、虐待をしてしまうこともある。ただ単に通報すればいいというものでなく、介護者の心の動きや家族の歴史など複雑なものが潜んでいることが多い。ケアマネの業務は忙しく、ゆっくり話を聞ける時間が必要。
- ・夫婦関係、親子家計で通常ではありえない状況があっても、それが虐待か、となるとご本人たちは全くそのようなことはなく、時に和気あいあいのこともありますので。今までの夫婦関係、親子関係も関わっていることが多く、なかなか考えがまとまらないことが多く0件と記入しました。
- ・介護保険のみでなく、総合的な力を求められるケアマネだが、少しも評価されないことを残念に思います。行政もしっかりしてほしい。学識経験者もです。
- ・実際に起こっている率、内容が知りたい。
- ・経済的・身体的はわかりやすいが、他は何を根拠に虐待とするのか。“いじめ”のように本人の気持ち中心で判断した場合、客観的証拠はどのように用意するのか。ケアマネの支援経過のみでよいのか…など。
- ・ケアマネジャー資格はありますが、現在業務にはついていません。包括で2.5年の経験あり。介護支援センター（包括のランチ）の相談員としての役割を知りたいです。

- ・VTRは文章や講義よりも一般に伝わりやすいので、放映された映像を簡単に入手できるようにしていただきたい。

Ⅱ－２） 映像制作の過程

アンケート調査結果をもとに、検討委員会で協議し、高齢者虐待防止法の防止、早期発見の普及啓発についての映像を制作した。

１．制作期間

平成 23 年 12 月～平成 24 年 2 月

２．アンケート結果から考慮した点

- 1) 一般市民、ケアマネジャーともに、まだまだ「高齢者虐待防止法」の周知がされていない
 - 2) ケアマネジャーは、虐待対応を経験していないためか、責任の所在と対応の流れの理解が進んでいない
 - 3) 一般市民は、何が虐待にあたるのか理解が進んでいない
- 検討委員会にて、上記 3 点を考慮しながら、早期の通報・相談を呼び掛ける内容にした

３．構 成

- ①ケアマネジャー向け：「高齢者虐待対応とケアマネジャーの関わり方」
- ②一般市民向け：「知っていますか？高齢者虐待」
- ③一般市民向け：「知っていますか？高齢者虐待」ダイジェスト版
- ④高齢者虐待防止法とは

備考

セミナーの開催時に、②一般市民向け：「知っていますか？高齢者虐待」のダイジェスト版を上映した結果、参加者の評判が良かったことと、今回「高齢者虐待」をテーマにセミナーを開催時に、チラシを 2,500 枚あまり配布したが、参加者は 58 名という結果でした、このことから「高齢者虐待」をテーマにした研修以外でも活用できるように

③一般市民向け：「知っていますか？高齢者虐待」ダイジェスト版を追加した。

Ⅲ

映像を活用した普及 啓発セミナーの実施

Ⅲ 映像を活用した普及啓発セミナーの実施

平成 24 年 2 月 25 日（土）に川崎市総合福祉センター エポックなかはら 3 階ホールにて参加対象者（ケアマネジャー及び高齢者虐待に関心のある方）を中心に開催、参加者は 58 名であった、セミナーでは本事業で制作した「ケアマネジャー向け」と「一般市民向け」のダイジェスト版を放映した、表Ⅲ－1 にて実施したアンケート結果。

平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のための調査研究事業
『高齢者虐待防止に向けた、ケアマネジャーの役割』

アンケート

1. 職種：選択

- ①ケアマネジャー ②行政職員 ③地域包括支援センター職員
④介護・福祉サービス職員 ⑤医療サービス職員 ⑥介護家族
⑦民生委員 ⑧一般住民 ⑧その他（ ）

2. 今回上映した映像に関して

- ①解りやすい ②どちらでもない ③解りにくい

3. 今回の映像はケアマネジャーの高齢者虐待防止に役立つと思いますか

- ①役立つと思う ②どちらでもない ③役立たない

4. 高齢者虐待防止に向けた啓蒙に、映像が活用できると思いますか

- ①思う ②どちらでもない ③思わない

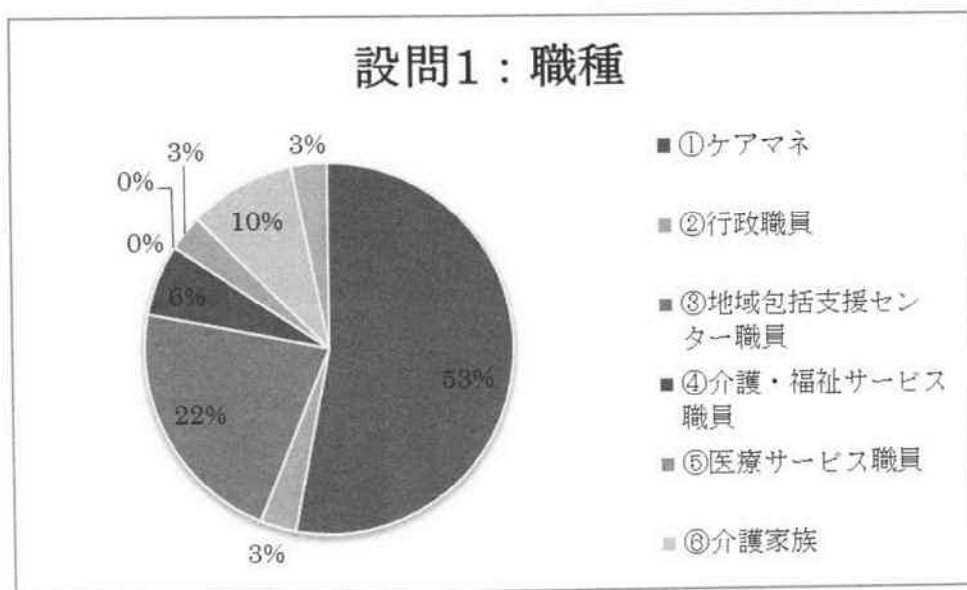
5. セミナー内容及び、ご覧いただいた映像に関してご意見があればお聞かせください

ご協力ありがとうございました

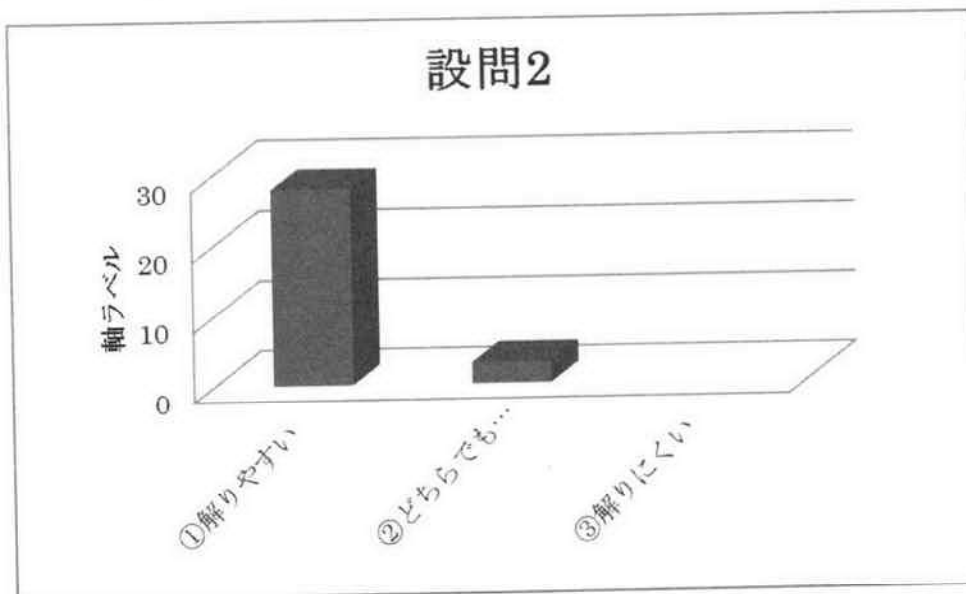
（表Ⅲ－1）

アンケート結果

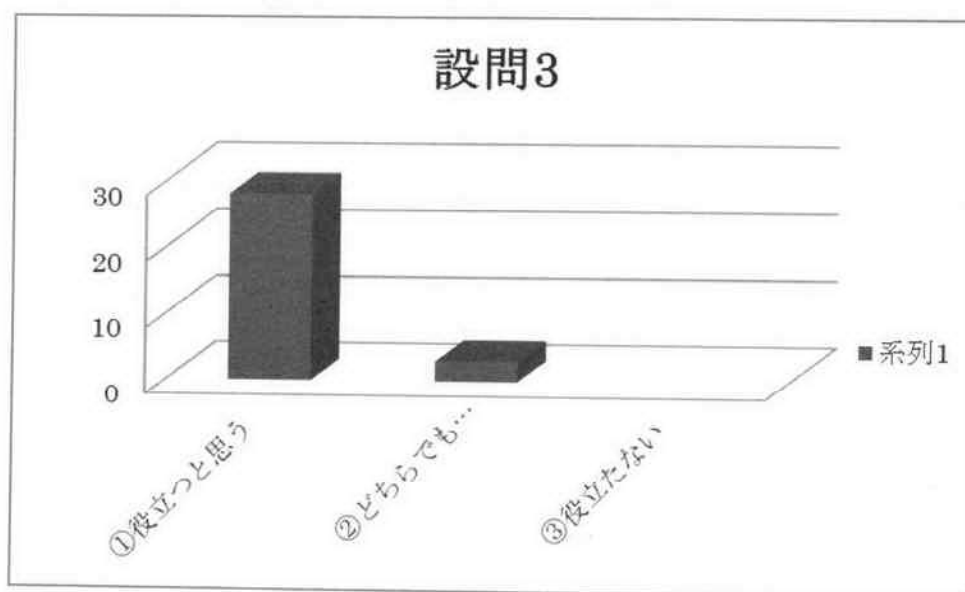
1. 職種：選択



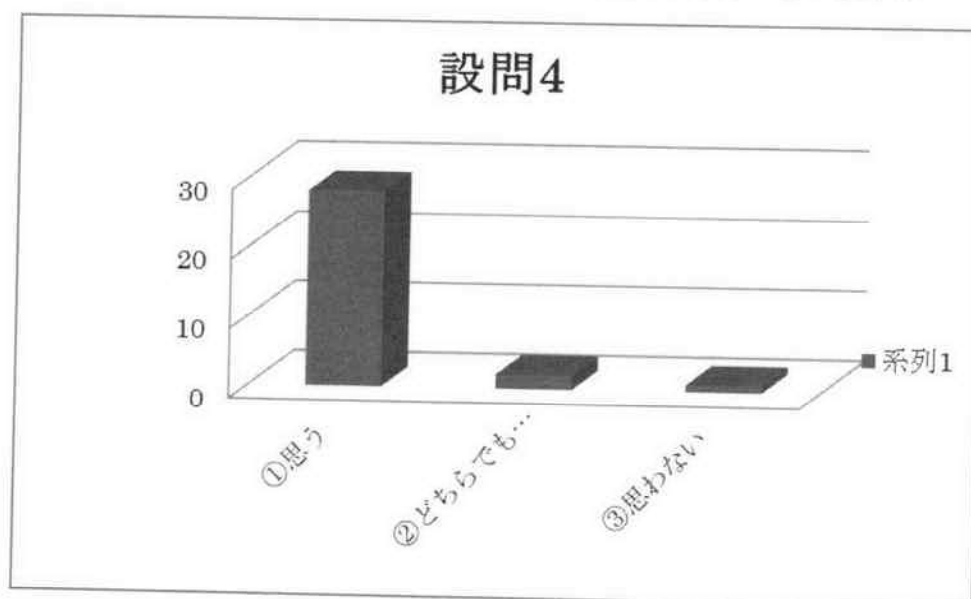
2. 今回上映した映像に関して



3. 今回の映像はケアマネジャーの高齢者虐待防止に役立つと思いますか



4. 高齢者虐待防止に向けた啓蒙に、映像が活用できると思いますか



5. セミナー内容及び、ご覧いただいた映像に関してご意見があればお聞かせください

- ・とてもわかりやすく良かったです。(DVD) しっかりとした認識をもっていきたいと思った。
- ・一般市民向けのDVDをノーカットで見てみたかった。一人でも多くの人に見ていただけると、いいと思う。今回の研修の参加者が少なかったことが残念です。
- ・DVDはケアマネの介入から立ち位置がわかりやすく説明されています。市町村や包括の役割がまとめられていて虐待についての相談できやすいと思いました。
- ・ケアマネのDVD・・・虐待対応の流れがコンパクトにわかりやすく表現されていてとて

も良いと思います。全体の感想として・・・内容も充実していて、とても良い講演・シンポジウムでした。コーディネーターの遠藤先生、とてもわかりやすいお話と素晴らしい人柄でとても良かったです。もっと多くの人に来てもらいたかったと私も感じます。

- ・分かりやすくまとまった映像で良かったと思います。本日のお話は大変参考になり、少し気になるかなと思うケース等は区長と連携をとって前へ進めていきたいと思います。
- ・とてもわかりやすいです。CMとの勉強会や町内会、民生との会議などで活用できたらなあと思いました。
- ・DVDについては、わかりやすく作られているのでよいと思う。再度、見たいと感じた。新人のケアマネで虐待の件に出会っていないが、大変勉強になった。

考 察

アンケート結果からも、本事業で制作した高齢者虐待防止に向けた啓蒙映像が活用できることが解った。

IV 提言

高齢者虐待防止普及啓発ビデオ作成の意義

日本大学文理学部社会学科教授

日本高齢者虐待防止学会評議員 山田祐子

1. 日本における高齢者虐待防止の普及啓発ビデオ制作

高齢社会に急速に変化移行した日本において、高齢者虐待防止は、社会全体の課題であるといえる。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」と記す）が2006年4月より施行となり、日本において通報システムが法の裏付けの下、制度化された。養護者における高齢者虐待防止は、地域住民の相談・通報が重要であり、未然防止と早期発見・早期通報における地域住民の役割は大きい。

養護者における高齢者虐待防止の普及啓発ビデオは、約20年前に、米国における高齢者虐待防止の先駆的州であるテキサス州が作成したものが、筆者もかかわった高齢者処遇研究会により日本において1996年に紹介されている。そこでは、何が虐待であるかを映像と解説で示し、電話番号を示し通報を奨励する内容となっているが、映像という方法が、日常において高齢者虐待にあまりなじみのない一般市民に理解を促進し通報という行動につなげるためにいかに効果的あるのかがわかる。

日本においては、市区町村高齢者虐待防止ネットワークをいち早く整備した神奈川県横須賀市によって2004年度に本研究事業と同じ厚生労働省補助金によって制作されているが、2006年4月高齢者虐待防止法が施行したことで、使用されなくなった。

また、以前シルバー総合研究所等において、ケアマネジャー（介護支援専門員）および認知症介護従事者が対象の高齢者虐待防止マニュアルの作成とともに、①市区町村高齢者虐待防止ネットワーク、②高齢者虐待防止法の解説、③養介護施設従事者等による認知症高齢者への虐待防止について視覚教材（DVD）が制作されている。そして、2009年度において市町村と地域包括支援センターの連携課題を中心とした市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける高齢者虐待対応の流れについて丁寧にドラマ仕立てで描いた『新任横山君の初めての虐待対応』を制作、日本社会福祉士会が研究開発し出版した高齢者虐待防止の手引きと連動した内容にしたこともあり、市区町村および地域包括支援センターで今日に至るまで活用されている。

以上述べてきたように、高齢者虐待防止法施行後、普及啓発は奨励されている中で、専門職向けには教材として数種類開発がされているものの、一般市民向けのものは研究発およびその普及が見られないことがわかる。

2. 方 法

（1）普及啓発の対象の検討

ビデオを作成するにあたって、まず、視聴する対象を委員会で改めて検討した。高齢者虐待防止に関係の深い機関に所属している委員は、未然防止の必要性も重視し、できるだけ多

くの市民に届くような普及啓発の必要性を認識していた。また前述のように、本研究事業のスタッフは今まで、何種類かの高齢者虐待防止に関する視覚教材を作成してきたのであるが、関係専門職向けであり、テキサス州の作品のような一般市民向けの普及啓発ビデオを作成する必要があるのではないか、という強い問題意識があった。

また、2009年から厚生労働省により毎年発表されている「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(以下「厚労省調査」と記す)においては、相談・通報はケアマネジャーが最も多いことから、ケアマネジャーを中心とした関係専門職に向けた、早期発見および事後対応における基本知識を中心とした視覚教材を作成することとした。

以上のことから、本研究事業では①一般市民向け、②ケアマネジャー向けの2種類を作成することとした。

(2) 映像制作に向けたリサーチ

ビデオを視聴する対象が絞り込まれたところで、どのような内容にすべきか、それに関連して、①高齢者虐待についての意識、②高齢者虐待防止および法律に関する知識と意識について実態把握をし、分析を行い、何をどのように普及啓発を行えばよいのかを探った。

なお調査は、質問紙調査(自計式)を実施し、①一般市民向けアンケート ②ケアマネジャー向けアンケート(郵送)の2種類の調査票を作成し実施した。

3. 特筆すべき特徴

(1) 幅広い年齢層の普及啓発と浸透

市区町村において、現在厚労省調査にみられるように、普及啓発をはじめ高齢者虐待防止に対して積極的である市区町村とそうでない市区町村と二分化してきている。そのような中改めて一般市民向けに普及啓発を行うための視覚教材等を提供する必要性と、また、消極的な取り組みの市区町村においても格差が生じることなく等しく情報が届くように、インターネット等を活用したアクセスの良い情報提供を企図した。

そこで、本研究事業では、単にビデオを制作してそのDVDを自治体に配布し、実施主体のホームページにアップをすることをもって終了とするのではなく、ユーチューブ等も活用することを念頭に置きインターネットで流すことにした。そのため、著作権等の問題もクリアして、作業を進めた。

(2) 内容について

1) 映像表現への配慮

一般市民向けのビデオは、あまりこのような問題に触れたくない方、高齢者、介護者等、様々な立場の方が視聴することが予測される。従って、幅広い層からの評価に耐える適切な内容と映像表現が求められることになるので、その点を特に注意した。視聴者が過度に精神的苦痛を感じないように撮影および編集の際、最大限配慮して制作し、映像表現や画面の文字ひとつに至るまで見せ方を工夫し、2月のシンポジウムにおいて、アンケートをとり、検討を重ね、一般市民向けの普及啓発活動に、安心して活用できるような内容にした。

2) エビデンスのある内容に

内容については、今までのマニュアルも含めた教材制作の経験の蓄積があったが、ビデオ作品の時間は限られているので(15分程度)、内容を優先順位が高い項目に絞り込む必要がある。効果的な普及啓発を行うため、想定した視聴対象の層に、アンケート調査を実施し、意見を反映させ、内容を検討していった。

3) 時間の配慮とショートバージョンの制作

インターネットでの視聴や、幅広い年齢層である一般市民の集中力、ケアマネジャーへの効果的な学習等を配慮し、視聴時間も検討をした。

「一般市民向け」は、15分と当初計画より長めとなったが、シンポジウムで概要版を上映した際、アンケート結果で、概要版と15分版の両方を制作すべきだという意見が多かったので、急遽ショートバージョン(5分前後)も制作した。

なお全てのビデオ作品は15分程度になるよう配慮し、「ケアマネジャー向け」のものは、かなり短縮するため、虐待発見のためのチェックリスト等、を削った。そのため、更に学習を進めたい方のために、参考図書等を明示した。

4. 活用方法について

主な普及啓発の対象は、前述のように ①一般市民、②ケアマネジャーであるが、その用途は多様である。

一般市民向けのビデオの普及啓発の対象は、まず「早期発見・見守りネットワーク」の構成員が考えられるが、虐待者は配偶者とともに息子をはじめとする男性および被虐待者の子世代が多いことから、介護者予備軍および男性中高年の優先順位は高い。介護家族への普及啓発は「虐待をしていると思われるのだろうか」との誤解を生じるおそれがあるので、まだ実感のない早めの段階が重要である。なお市区町村や地域包括支援センターの担当者が地域において普及啓発を企画する際、予算や時間は限られているので、優先順位を考えることはいうまでもない。その他、普及啓発としては、高齢者虐待防止主管課主催だけでなく、関係福祉課、人権関係、社会教育関係、ガス・水道・電気・金融関係等関係事業所等、企業の福利厚生関係部署等、地域において多様な場が考えられる。また個人的意見であるが認知症サポーター百万人キャラバンにおいて、認知症の医療的解説も重要かもしれないが人権の視点も強化し、その先に控える高齢者虐待も意識してほしい。

ケアマネジャー向けのビデオは、関係専門職、特にサービス担当者会議に参加する専門職および民生委員等も必見である。高齢者虐待の知識のみならず、具体的関与の方法論もイメージしながら学ぶことができる。またインターネットでの視聴を可能にすることで、ある種のEラーニングの機会の提供となり、動画映像も含めた教材の無料配信となるので、今更こんなことは同僚に聞けない、テキストを買うほどではない、という場合も、お金をかけず人知れず学べることになる。研修の機会が少ない環境にあっても効率的に学ぶことができ、市町村格差等、地域格差の解消にもその効果が期待される。

〔引用文献〕

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室（2011.12.6）

「平成22年度高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

高齢者処遇研究会（1996）

「資料：高齢者虐待シンポジウム於大正大学：テキサス州ヒューマンサービス部作成ビデオ『沈黙を破ること』」

社団法人日本社会福祉士会権利擁護事業委員会委員（2010.2）

『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』中央法規出版

社団法人日本社会福祉士会（2011.3）

『平成23年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業：市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』

社団法人日本社会福祉士会（2011.3）

『平成23年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業：市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』

社団法人日本社会福祉士会（2011.7）

『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規出版

シルバー総合研究所（2010.3）

「平成21年度厚生労働省老人保健健康増進事業DVD教材『支援ネットワークで進める高齢者虐待への対応手順 新任、横山君の初めての虐待対応』」

特定非営利活動法人日本介護支援協会（2008.3）

『平成19年度日本自転車振興会補助事業：高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応への考え方（ケアマネジャー用マニュアル）』

特定非営利活動法人日本介護支援協会（2009.3）

『平成20年度日本自転車振興会補助事業報告書 高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応への考え方Ⅱ（認知症介護従事者用マニュアル）』

山田祐子（2008.12）

「高齢者虐待と虐待防止：高齢者虐待の実態調査から読み取れること」『老年精神医学雑誌第19巻第12号』、ワールドプランニング

横須賀市（2005）

「平成16年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助対象事業『学習DVD家庭内の高齢者虐待を防ぐために』」

高齢者虐待防止に向けた、介護支援専門員の役割

一般社団法人 日本介護支援専門員協会副会長 森上 淑美

高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下、虐待防止法という）が平成 18 年から施行されています。

今回の本事業における介護支援専門員へのアンケートでは、「虐待」ケースを担当していないのは 116 名中 51 名であり、他は担当経験がありました。このような状況ですが、虐待防止法を知っているかという質問については、「内容も知っている」が 35 名、他は「内容まではよく知らない」「虐待防止法を知らない」または「未回答」でした。虐待通報者として上位にある介護支援専門員への調査結果としては真摯に受け止めなくてはならない結果だと考えています。

介護支援専門員が現場で抱えている悩みとして予測できるのは、「虐待」のイメージを「悪意があり、徹底的に痛めつける」としていたり、擁護者の介護状況の変化に気づいているが「虐待」と言ってしまうていいのか、「通報」したのが分かれると利用者・擁護者との信頼関係にひびが入り支援が困難になるのではないかと、もう少し様子を見てから判断しようなどということです。また、介護者を過信してしまい見逃していることもあります。

「虐待」は 養護者が「いじめてやろう」とか、被虐待者が「いじめられている」という自覚には関係しません。客観的に見て「高齢者の権利が侵害されているかどうか」で判断します。客観的な権利侵害の状態から「虐待」ととらえ、小さな芽のうちから支援の対象として対応し、深刻な事態を防止することが重要です。「虐待」であれば、対応責任は市町村や地域包括支援センターにあり、「立入調査」「面会制限」などを行い、適切な対応と支援が始められます。

「虐待」かどうか根拠が不明瞭な場合や「虐待」でなくても支援が必要な場合など、自分で自分の権利を守れない高齢者への社会的支援は、「地域包括支援センターの地域支援事業の権利擁護業務」により介入できます。なお、セルフネグレクトは虐待防止法上虐待に入りませんが、放置されているということでは支援が必要です。

介護支援専門員の役割 は、契約に基づいて高齢者に関わり、高齢者の日常生活を支えるケアプランのケアマネジメントをすることです。信頼関係を構築して個人情報把握しやすい立場にあります。権利擁護と虐待予防・発見の視点を持ち、気づきがあったらまず事業所内で共有し、速やかに担当ヘルパーや民生委員等の関係者から情報を得て対応することです。事業所における対応マニュアルなど未然防止のためにルール作りがなされていると良いと考えます。介護支援専門員自身で抱え込まないこと、事業所で抱え込まないこと、地域包括支援センターへ相談することです。「虐待」といってよいのか、「通報」が分かると困るなどと時間を遅らせないことです。もちろん、虐待通報に関する情報が漏れることはありませんが、介護支援専門員の立場で心配があれば、地域包括支援センター等へ要望を伝えておくといよいでしょう。

虐待の判断は市町村と地域包括支援センターが行います。虐待対応における安否確認・事実確認、支援計画の策定は市町村・地域包括支援センターが行います。状況に応じてコア会議へ介護支援専門員に出席を依頼し、意見を求めることもあります。緊急性がない場合や改善した場合は、引き続き、介護保険のケアマネジメントは介護支援専門員が担当します。

介護支援専門員は、権利侵害や「虐待」の芽に早く気付くことができます。虐待防止と悪化予防のために介護支援専門員の役割を学びましょう。そのために、今回作成された DVD から活用研修等を進め、虐待対応の全体像の理解や介護支援専門員の役割を理解し、事業所内における事例検討を重ねることが重要です。また、地域包括支援センターが中心になり、地域ケア会議を開催し、介護支援専門員が参加できるようにすることや地域の虐待防止ネットワークの構築を急ぎ、介護支援専門員支援が行われることも望まれます。

高齢者虐待対応における地域包括支援センター役割

～介護支援専門員や地域から信頼される窓口になるために～

社会福祉法人いきいき福祉会副総合施設長 中澤 伸

高齢者虐待の対応スキルを地域レベルで高めていくために、一昨年度製作した「行政職員向け虐待対応学習映像教材」につづき、今回はケアマネジャー向けと民生委員等地域で高齢者を支援している市民向け映像教材を製作した。

これらの活用により、行政、ケアマネジャー、市民の虐待に関する意識を高め、早期発見・早期相談・早期対応を実現することで、「防止、予防」への地域レベルでの取り組みが活発化してほしいと望んでいるところである。

しかし、いかに相談や通報を促しても、相談を受ける側がしっかり受けとめる体制持ち、適切な対応を行うスキルがなければ連携も深まっていけない。そこで、私からはケアマネジャーや市民との連携を深めるために地域包括支援センターに求められるものについて5点提案してみたい。

(1) 市町村との連携を強化すること

高齢者虐待防止法は、市町村の責務を中心にうたった法律と言える。しかし、その市町村という表現の意味は、市町村行政＋地域包括支援センターであること忘れてはならない。つまり直営委託にかかわらず地域包括支援センターの役割もこの“市町村の責務”に含まれているのである。しかし、実際の高齢者虐待対応場面では、行政所管課と地域包括支援センターの連携が悪く、適切な支援を遅らせている現状があるのは事実である。市民や関係機関等に虐待に関して普及啓発を行うと同時に、相談を受け責任ある対応が求められる市町村所管課と地域包括支援センターの連携体制が築かれていなければならない。

しかし、この連携づくりは継続的に行わなくてはならないことも認識しておく必要がある。行政には毎年人事異動がある。必ずしも対人援助経験者が配属されるとは限らない。ゆえに毎年毎年事例研究や研修会を通した連携構築の取り組みが不可欠になるのである。それにより、市民やケアマネジャー、介護サービス事業者等から虐待相談機関としての信用につながり、相談のハードルを下げることになると考えている。

(2) 予防の視点を持つこと

おきてしまった虐待の発見や早期対応はとても重要である。多くのマニュアルは発見から終結までの対応手順が示されている。しかし、本当に重要なのは虐待に至らしめないための予防であり、それが高齢者虐待防止法の主目的である“防止”なのである。

虐待に至るまでには様々な要因と経過を経ている。またその経過の中で何かしらの兆候や訴えが発せられている。地域包括支援センターには「このままでは虐待に至ってしまうかもしれない」という予測ができることが求められる。もちろん的確な予後予測ができるように

なるためには高い専門性と経験を要する。しかし、統計からそのリスクを学ぶこともできる。毎年11月ごろになると厚生労働省から前年度の高齢者虐待統計が発表される。これは全国の市町村から集められたデータを国レベルで集計したものである。この統計を見ると養護者による虐待は実の息子からのものが最も多い。被虐待者は女性、高齢、認知症がある人が多くなっている。息子と暮らす高齢の女性（母親）で認知症が表れてきているという状態像が見えてくる。当然この状態の世帯に全て虐待が発生するというわけではない。この状態の世帯に過度な介護ストレスや支援不足などが生じると虐待へ向かうリスクが高まる可能性があるということを我々従事者は統計から知っておく必要があるのである。早めの支援や見守りを意識することで虐待予防につなげることができるわけである。

そして、正式な相談に至らない、通報に至らない、相談未満、通報未満の“つぶやき”を見逃さないことである。何気なくこぼした介護者の言葉、高齢者の言葉、気になることがあるというヘルパーのつぶやき。その時点で虐待かどうかを判断するより虐待につながる可能性のある“種”として対応を意識することである。

（3）普及啓発は継続的に行う

高齢者虐待と対応の普及啓発については、その必要性については誰も疑問は持たないだろう。ではなぜ普及啓発を続ける必要があるのか。それは地域包括支援センターだけでは早期発見は困難だから？協力者として？もちろんそのような意味も大切であろう。しかし、最も大切なのは、虐待対応の普及啓発を通して地域に権利擁護や人権意識を浸透させ、それにより虐待のない地域を作ることだと考える。決して地域包括支援センターの手足になってもらうことではないと心得たほうが良い。何とか自分の力だけで頑張ろうと思っている介護者が、それにより最悪の場合虐待につながってしまうことを知り、自らSOSを出せない世帯の様子を近隣から察知し相談することで予防につながることを知り、そして法に守られ、法に基づき市町村や地域包括支援センターが責任を持って対応することを知る。この繰り返しが地域の安心につながるという認識をもって普及啓発に取り組むことが大切だと考えている。安心して相談や通報ができる体制づくりや、対応事例などの地域へのフィードバック（もちろん個人情報の取り扱いには十分注意した上で）なども効果的だと考えている。

（4）虐待という言葉から逃げない

市町村や地域包括支援センターは“虐待”という言葉から逃げないことである。虐待という言葉からは「被害者」と「加害者」という構造が連想される。そのためこの言葉を使うことに躊躇したことはないだろうか。もちろんこの言葉が持つイメージを考えると一般市民や当事者には簡単に使うべきではない。使い方は注意した上でこの言葉から逃げない、という意味である。市町村や包括センターが逃げることによって法に基づく虐待対応を遅らせてしまうということがあるからである。予防、防止、早期対応の必要性を忘れずに、虐待対応に取り組む姿勢が求められるのである。

(5) 対応のスキルをあげる

やはり、最後は適切な対応スキルを獲得することである。事例検討や研究、法、マニュアルの学習会などを継続的に行い、権利擁護を絶対価値とした適切な対応ができるようにならないといけない。

もちろん上記5点は、地域包括支援センターのみに求められることではない。しかし、頻繁な人事異動や非対人援助職が配置される可能性のある行政や、沢山の虐待事例に出会うわけではないケアマネジャーや介護サービス事業者、市民と異なり、対応実績が積みあがりやすい地域包括支援センターが中心となって、個別支援スキルや地域の環境整備に取り組まなければならないのである。

相談すれば安心につながる、権利擁護の視点をいつも地域に振りまいてくれる地域包括支援センターになるために、今回作成したDVDを活用していただきたいと願っている。

高齢者虐待の防止に向けた映像の活用

川崎市健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課 伊藤大佑

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成18年に施行されてからおおよそ6年が経過しました。この法律では、国や地方公共団体の役割が明確化され、それぞれに高齢者虐待の防止に向けた取組に関する責務などが定められました。

中でも、市町村などの地方自治体（以下「市町村」という。）は、市民の身近なところで行政サービスを提供しており、まさに市民に接する第一線であるため、高齢者虐待の早期発見や、早期対応のための連携体制の整備について、重要な役割を担ってきました。

まず、早期発見については、法第3条に定められている「国及び地方公共団体」が通報義務や人権救済制度等について必要な広報その他啓発活動を行うものとする責務等に関する規定と、法第4条の国民の協力の規定、法第5条の高齢者の福祉に職務上関係のある者に関する規定が根拠になると考えられます。

これらの規定を基に、市町村は高齢者虐待の通報・相談が入りやすくなるように、市民向けセミナーや研修会を通して、窓口の整備や周知に取組んできました。これらの取組については、国や県が取り組むよりも、権利擁護業務を担う地域包括支援センターや、ケアマネジャー、介護サービス提供事業者、民生委員など、地域の高齢者福祉の関係者とより近い市町村において行うことが、より実効的と考えられます。

次に、高齢者虐待が発生したときの早期対応につきましては、法第16条の市町村による「連携協力体制」の整備が根拠となります。

高齢者虐待対応は、相談・通報を受けてからの安全確認、情報収集等の初動期対応から、個別ケース会議の開催による支援計画の策定及びそれぞれの支援機関の役割分担、支援計画に基づく対応から終結へと、厚生労働省のマニュアルにおいて、一連の流れを示されていますので、これに準拠することとなります。よって、市町村の役割としましては、この流れに沿った支援が可能となるよう、地域包括支援センターその他関係機関と「連携協力体制」を整備しておかなければならないということになります。

具体的な取組といたしましては、関係機関とのマニュアルの申し合わせや、高齢者虐待の事例検討などを通じた役割分担の確認などを、普段から行っておくことで、実際に高齢者虐待が発生したときの円滑な支援が可能になるものと思われます。

さて、今回のDVD作成の意図といたしましては、高齢者虐待の早期発見、早期対応の双方において重要な役割を担うケアマネジャーをはじめ、広く市民にもこの法律のことを知っていただくというものになっています。

国の統計でも示されているとおり、養護者による高齢者虐待の相談・通報者としては「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が、おおよそ40%であり、最も高くなっています。

一方、今回のDVDを作成する上で行ったケアマネジャー向けのアンケートにおいては、この法律が施行されていることを「知らない」、「内容はよく知らない」と回答した方がおおよそ55%にのぼり、高齢者虐待の早期発見に一番近いところにいるケアマネジャーに、この

法律があまり知れ渡っていないのではないかという課題が浮かび上がりました。

また、一般市民向けアンケートにおいても、およそ半数の方が、「高齢者虐待防止法があると思わない」と回答しています。市民にも、高齢者虐待防止法はそれほど周知が進んでいないということが明らかになりました。

こうした現状を認識した上で、地域の関係者や市民に身近な自治体である市町村は、法律の普及啓発や連携協力体制の構築に努めていかなければならないことになります。

このDVD教材につきましては、一市町村担当者として、こうした課題解決に向けた取組が効果的に行えるよう、つまり、自分で活用するにはどのような教材ならばよいかを考えながら作成に参加しました。

ケアマネジャー向けの映像では、法律の趣旨に沿った、疑わし段階での相談・通報の場面や、実際に市町村担当者や地域包括支援センターと連携している場面などがあります。

また、市民向けの映像では、普通の方なら「こんなことも高齢者虐待になるの」と思うような事例を盛り込みながら、やさしく法律について知ってもらえるものとなっています。

市町村や地域包括支援センターでは、このDVD教材を活用していただくことで、より具体的なイメージでもって関係者や市民に普及啓発できるものと考えております。

広くこのDVD教材が利用されることを望みます。

また、最後になりますが、遠藤委員長やその他委員の方々、関係者の方々には、この企画に参加させていただく機会を与えてくださったことに、深く感謝申し上げます。

「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のための調査研究事業」

ワーキング委員として参加して

社会医療法人財団石心会 新川崎居宅介護支援事業所管理者 増田 貢

確か「高齢者虐待防止に関する映像の作成を一緒にやりませんか」と声をかけられたのが昨年の春だったと記憶しています。ケアマネジャーとして虐待事例に関わったことはありましたが、地域包括支援センターとの同行訪問やサービス担当者会議での情報共有程度で、「養護者による高齢者虐待への対応手順」に沿って対応をしたことはありませんでした。ワーキング委員になりましたが、初回から法律用語等わからない言葉が多く積極的に意見が出せませんでした。しかしこれがケアマネジャーとして自身の現状であるし、「未然防止や早期発見」の視点が不足しているかもしれないので、アセスメントの向上のためにも必要な機会と考え参加をしました。同じ「川崎で働く仲間」がいたことと、普段関わりの少ない大学教授や行政の方との真摯な意見交換は刺激的なものとなりました。また、実際の映像撮影やナレーション撮りに関わらせてもらい、細部まで妥協せずに関わる姿勢に関しても非常に勉強になりました。何度か話しているなかで「ケアマネジャー」が関係を崩したくないために1人で抱え込んだり、通報が遅れてしまっている現状の話が出てきました。私が仕事をしている現場では、返って1人で抱え込み現状を悪化させたり、責任が持てないので事業所内での情報共有や地域包括支援センターへの相談を早期に対応しています。しかし、実際のアンケート結果や通報時の状況から見えてくるものは通報が遅れている現状でした。今回は一般市民向けとケアマネジャー向けの映像を作成しています。この映像が日本各地で扱われ様々な場所で活用されることで広く周知されていくように願っていることと、川崎からは行政、地域包括支援センター、ケアマネジャーそれぞれの立場で協働しているので、何か試みができないか相談を開始したところです。ありがとうございました。

DVD作成事業に関して

川崎市川崎区京町地域包括支援センター長 高橋 靖明

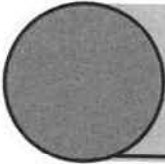
今回この事業に参加させて頂き、改めて高齢者虐待とはどういうものか、日々の虐待対応がどうであったのかと考える良い機会になりました。

地域包括支援センターで働くようになり、虐待に関する相談や研修などに関る事が増え、虐待というものの存在を身近に感じるようになりました。その中で、なぜ虐待が起こるのか？それは特別な家族や事情によって起こるのか？と初めのうちはそんなことをいつも考えていました。しかし、ケースを重ねていくうちに、何も特別な家族に起こる事でもなく、特別な事情があるわけでもなく、誰でも起こりうるという事がわかりました。だからこそ、多くの方へ普及啓発が必要であると感じていました。そんな時にこのお話を頂いたので、現場で働く者として少しでもお力になれるのであればと思い、参加させて頂きました。

今回DVD作成にあたり内容の検討を重ねる中で、虐待対応で最も大切なことは「予防と早期発見」であるという点を強く意識するようになりました。これまで虐待対応と言うとどうしても、何かしら虐待が起きている、あるいは疑われる状態にあるものを、どう解消していくかという視点に意識が行きがちでした。しかし本来は、虐待が起こる前に出来るだけ早い段階でその芽を把握し摘みとることが、最善の策であるということに気づかされました。その為には一人でも多くの方に高齢者虐待についての理解を深めてもらい、できるだけ早期に対応することが重要であると感じています。ただし、地域住民の方やケアマネジャーが虐待ケースを一人で抱え込むことは、精神的な負担も重く危険が伴います。チームで同じ認識に立ち役割分担（精神的負担の分担も）をして支援していくことが、本人・家族はもとより、支援者にとっても大切です。

このDVDは、そういったコンセプトで制作されていますので、一人でも多くの方に利用して頂けたらうれしく思います。また、自分自身も研修会や様々な場面で活用していきたいと思っています。

最後に、この事業に参加させて頂き多くの学びをさせて頂きましたことに深く感謝申し上げます。



参考資料①

アンケート調査票

1. 一般市民向け
2. ケアマネージャー向け

1. 一般市民向け
《 9 月 1 日実施 》

平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
『高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のための調査研究事業』アンケート調査

この調査は高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のためのアンケート調査です。
下記に関して、ご協力をお願いいたします。(☐ に ☐ してください)

1. 年齢
☐ 20 歳未満 ☐ 20 代 ☐ 30 代 ☐ 40 代 ☐ 50 代 ☐ 60 代 ☐ 70 代 ☐ 80 歳以上
2. 性別
☐ 男 ☐ 女
3. 職業
☐ 介護・医療・福祉関係 ☐ その他 () ☐ 無職
4. 職業以外で、高齢者に関わる活動をされていますか
☐ している (☐ ボランティア ☐ 民生委員 ☐ 家族会 ☐ その他 ())
☐ していない
5. 次の項目を高齢者虐待だと思いますか
①安全のためにベッドに縛る (☐ 思う ☐ 思わない)
②食事・掃除などの必要なお世話や介護がされていない (☐ 思う ☐ 思わない)
③子供扱いする (☐ 思う ☐ 思わない)
④介護をする際に下半身を裸にして放置する (☐ 思う ☐ 思わない)
⑤日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の意思、利益に反して使用する
(☐ 思う ☐ 思わない)
6. 以下の項目について「思う 思わない」でお答えください。
①日本には高齢者虐待防止法があると思いますか (☐ 思う ☐ 思わない)
②高齢者虐待を見つけたら、一般市民にも通報の義務があると思いますか
(☐ 思う ☐ 思わない)
③虐待をされた人だけでなく、虐待をしてしまった人にも支援は必要だと思いますか
(☐ 思う ☐ 思わない)
④高齢者虐待を予防できると思いますか (☐ 思う ☐ 思わない)

《 10 月 20 日实施 》

平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

『高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のための調査研究事業』アンケート調査

この調査は高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のためのアンケート調査です。
下記に関して、ご協力をお願いいたします。(☐ に ☐ してください)

- [illegible]

- ⑤日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の意思、利益に反して使用する
(☐思う ☐思わない)

理由をお願いします

[

6. 以下の項目について「思う 思わない」でお答えください。

- ①日本には高齢者虐待防止法があると思いますか (☐思う ☐思わない)

理由をお願いします

[

- ②高齢者虐待を見つけたら、一般市民にも通報の義務があると思いますか

(☐思う ☐思わない)

理由をお願いします

[

- ③虐待をされた人だけでなく、虐待をしてしまった人にも支援は必要だと思いますか

(☐思う ☐思わない)

理由をお願いします

[

- ④高齢者虐待を予防できると思いますか

(☐思う ☐思わない)

理由をお願いします

[

7. その他、普及啓発ビデオの内容に関して、ご意見・ご要望・ご提案がございましたら、
ご自由にお書き下さい。

2. ケアマネジャー向け

平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

『高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のための調査研究事業』アンケート調査
あなたのご自身についてお答え下さい。

性別： 男 女	ケアマネジャー経験年数： 年
-------------------------------	-------------------------------

1. 本事業では「ケアマネジャー向け（未然防止と早期発見のための）高齢者虐待防止ビデオ」を制作いたします。このビデオの内容であなたが特に知りたいと思われる項目について上位 3 つに○をお付け下さい。

内 容	知りたい項目に○をお付け下さい	知りたい部分を具体的に ご記入下さい
高齢者虐待の定義と内容		
高齢者虐待防止ネットワーク (行政・地域包括支援センターの役割の理解と連携)		
サービス事業所との連携		
居宅介護支援事業所の対応		
ケアマネジャー個人の対応		
虐待予防のポイント		
早期発見、早期対応のポイント		
通報の方法とポイント		
養護者（家族等）への支援のポイント		

その他知りたいと思う点をお書きください

2. 高齢者虐待防止法を知っていますか

- 1) 知らない
2) 知っている （ ①法律があることを知っているが内容はよく知らない ②内容も知っている ）

3. あなたがケアマネジャーとして経験された虐待の件数は何件ですか？
（ ）件

4. 高齢者虐待についてお困りのことや不安に思っていることがありましたらご自由にお書きください。

5. その他、ご意見・ご要望・ご提案がございましたら、ご自由にお書き下さい。



参考資料②

- ・映像教材シナリオ
- ・セミナーチラシ

テロップ	Contents
「高齢者虐待防止に向けたケアマネジャーの関わり」	
「高齢者虐待 高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることを指す」 「高齢者虐待の防止高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 「この DVD では、家庭における養護者（家族など）による高齢者虐待を取り上げます」 「介護ストレスから高齢者虐待を引き起こす」 「高齢者虐待の防止だけでなく」「養護者に対する支援も目的のひとつ」「虐待をした人を罰する法律ではない」	高齢者虐待とは、 「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利、利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれる」ことを指します。 現在日本の高齢者虐待は深刻な状況にあります。 その虐待を防止し、高齢者の尊厳を守るために 日本は高齢者虐待防止に関しての法律を持っています。 正式名称は 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 といいます。 この DVD では、家庭における養護者による高齢者虐待を取り上げます。 家族の一員が介護を必要になった時、どの家族も最初から介護方法を知っているわけではありません。 どのように介護したらよいのか悩みながら対応しています。 しかし悩みながら介護している状態から、いつまでも抜けきれずに 介護ストレスがたまり、高齢者虐待を引き起こす場合が非常に多いのです。 ですからこの法律は、 高齢者虐待の防止、だけではなく養護者に対する支援も目的のひとつになっています。虐待をした人を罰する法律ではないのです。

「ケアマネジャーの役割」 「利用者の生活を総合的に支援する」 「虐待の発見通報の責務がある」 「虐待を防止、発見する際の最前線」 「高齢者本人や家族との信頼関係を構築」 「家庭内の背景や個人の背景などの把握」 「地域包括支援センターなどとサービス担当者会議を通じ、意見を交換し気づきを共有しておく」	ケアマネジャーには、利用者の生活を総合的に支援する責務があります また他の高齢者支援に関わるものと同様に、虐待の発見・通報の責務があります。 ケアマネジャーは定期的に訪問することで、高齢者本人や家族との信頼関係を構築しやすく、家庭内の背景や個人の背景なども把握しやすい立場にあります。 ケアマネジャーは虐待を防止、発見する際の最前線とも言えます。 しかし虐待に気づくためには、普段から高齢者本人や家族との信頼関係を構築し、家庭内の背景や個人の背景なども把握する必要があります。 また地域包括支援センターなどとサービス担当者会議を通じ、意見を交換し気づきを共有しておくことが大切です。 それでは虐待対応の流れと、どの時点でどのようにケアマネジャーがかかわるのか見てみましょう。
	虐待対応の流れは次のようになります。 虐待の疑い 発見 市町村や地域包括支援センターへの 通報 相談 届出 緊急性の判断 この時生命に危険が有る場合には、入院や保護などの措置をとります。 安全確認、事実確認。情報収集をし、対象者がどのような状態にあるのか、事実確認します。 コアメンバー会議。市町村、地域包括支援センターの責任者が集まり、

「疑い段階での関わり」	この会議で虐待対応を始めるかどうかの判断を行います。
「新人ケアマネジャー」	個別ケア会議。市町村、地域包括支援センター、ケアマネ
「先輩ケアマネジャー」	ジャー、各サービス事業者、民生委員など、必要なメンバ
	ーが集まり、虐待対応の支援計画を作りそれぞれの役割が
「気になったことはひとりで抱え込まずに」	決まります。
「事業所内で情報を共有」	虐待対応の支援計画に基づく援助を行います。
「ホームヘルパーや民生委員がかかわっている場合は」	その後の経過をモニタリングし、評価を行います。
「積極的に情報を集める」	虐待が解消したら、虐待対応は終結となります。
「通報・相談時の関わり」	それでは具体的なケアマネジャーのかかわり方をみて
「新人ケアマネジャー」	みましょう。
「管理者」	虐待の疑い段階での関わり
「先輩ケアマネジャー」	新人ケアマネ 浅尾
「虐待かも」と思ったら市町村か地域包括支援センターへ連絡」	「今日、山本さんのおうちに行ったらまた、玄関の外まで怒鳴り声が聞こえてきたんです」

「判断は市町村が行う」 「判断しようとして通報が遅れることが状況を悪くしてしまう可能性がある」 「通報によって関係性が壊れ支援が出来なくなるのでは」 「高齢者の人権を第一に考え行動することが重要」 「守秘義務違反に問われることはない」 「事実確認時の関わり」 「市町村担当者」 「地域包括センター担当者」 「新人ケアマネジャー」 「市町村や地域包括支援センターが対象者がどのような状態にあるのか事実確認を行う」 「ケアマネジャーは今持っている情報を提供する」 「対象者の状況を的確に伝えられるようにしておく」 「様々な関係者から情報収集を行う」 「個別ケア会議での関わり」	通報・相談時の関わり 新人ケアマネ浅尾 「今まで集めた情報をみると、虐待の可能性があるようです。市役所か地域包括支援センターに通報が必要じゃないでしょうか？」 管理者 「ちょっとまって。性急に結論を出しすぎじゃない。もし虐待じゃなかったら もう少し様子を見てからのほうがよくないかな？ セっかく築いた山本さんの家族との信頼関係が壊れてしまうと今後の支援に支障が出るかもしれないし…」 ケアマネ2 「それじゃ手遅れになるかもしれません。『虐待かも』と思ったら疑いの段階からでも通報すべきじゃないでしょうか。虐待かどうかを確認するのは、市町村や地域包括支援センターですし」 管理者 「うーん。そうだね、手遅れになってもいけないし、通報しましょう」 新人ケアマネ浅尾 「はい。わかりました」 「もしもし、利用者の方の中で虐待の可能性がある方がいらっしゃるのですが。」 「虐待かも」と思ったら速やかに、市町村か地域包括支援センターへ連絡します。 虐待かどうかを判断するのはケアマネジャーではありません。 判断は市町村が行います。 むしろ判断しようとして通報が遅れることのほうが、状況を悪くしてしまう可能性があるのです。
--	--

「ケアマネジャーがチームをまとめる必要はない」
「チームの一員として協力してほしい」

通報・相談があると市町村や地域包括支援センターが対象者がどのような状態にあるのか事実確認を行います。

	この時ケアマネジャーは今持っている情報を提供します。 対象者の状況を的確に伝えられるようにしておきましょう。 そのほかにも様々な関係者から情報収集を行います。 個別ケア会議での関わり 訪問調査の後、市町村や地域包括支援センターが主催する個別ケア会議を開きます。 ケアマネジャーやサービス事業所など必要なメンバーを集め虐待対応のための支援計画を策定し、ケアマネジャーとサービス事業所の役割分担を確認します。」 今回は市町村担当者、地域包括支援センター担当者、ホームヘルパー、訪問看護師、ケアマネジャーの5人に集ってもらいました。 個別ケア会議 市町村担当 和田 「皆さんお忙しい中ありがとうございます。それでは会議を始めたいと思います。お手元の資料は前回の訪問調査で得られた情報をまとめたものですこれを基にご検討よろしくお願いします。」 地域包括 荒木 「それでは私のほうから説明させていただきます。山本さんですけれども、年齢81歳 女性 軽度の認知症があります。虐待はやはりご本人の長男さんによるものと思われます。もともとご二人暮らしで長男さんのほうが介護のほうをがんばってらっしゃった・・・」 この会議で決まった虐待対応支援計画を基に役割が分担されます。
--	---

	この会議でケアマネジャーがチームをまとめる必要はありません。チームの一員として協力してもらいたいです。 市町村担当 和田 「今日はどうもありがとうございました。今日出来上がった支援計画を基に皆さんそれぞれご対応よろしく願います。また次の会議までに新たな変化がありましたら、私のほうにご連絡をください。どうもお疲れ様でした。」 全員 「お疲れ様でした」 その後、虐待対応支援計画に沿った支援をチームで行い、市町村、地域包括支援センターがモニタリング、評価を行い虐待が解消したと判断されれば虐待対応は終了します。 しかし、再び虐待が疑われたときにはすぐに「虐待対応ケース会議」が開かれ新たな対応が検討されます。
「養護者による 高齢者虐待対応の手引き」 「編集：社団法人日本社会福祉士会」	実際にはどこからが虐待になるのかの見極めは難しいので一律には決められません。 チーム内のいろいろな人の意見や、日本社会福祉士会から出ているマニュアルもぜひ参考にしてください。 そしてもし虐待が疑われる場面に遭遇したら、事実から目をそらさず対応してください。 その経験が、確かな見極める目を育て、そのことが高齢者虐待の早期発見や予防につながるはずです。

	このビデオは 23 年度厚生労働省老人保健事業 『高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のための調査研究事業』 により製作されました 委員長 遠藤 英俊 委員 山田 祐子 森上 淑美 中澤 伸 伊藤 大佑 ワーキング委員 山田 祐子 中澤 伸 伊藤 大佑 高橋 靖明 増田 貢 山田 博一 制作協力 出口 智子 森 春美 仮屋 宏子 橋本 裕子 新川崎居宅介護支援事業所 株式会社ライトハウス 制作 株式会社シルバーチャンネル
--	--

「知っていますか？高齢者虐待」

(15' 02")

テロップ	Contents
「知っていますか？ 高齢者虐待」 「高齢者虐待」	NA 知っていますか？高齢者虐待 NA あなたは高齢者虐待にはどのようなものがあるか知っていますか？ それではまず、これらのケースをご覧ください。
「暴力」	NA 息子 「何探してるの？」 母親 「お財布よ」 息子 「うん。俺は知らないよ」 母親 「変だねー… あなた持って行ったでしょ」 息子 「持ってかないよ」 母親 「持って行ったよ」 息子 「持って行かない。この間も同じこと言ってたでしょ。その時はたんすから出てきたじゃないか」 母親 「たんす？たんすになんか入れないもの」 息子 「入れた…入れたんだよ…」 母親 「あなた持っていったんだ」 息子 「持って行かないよ」 母親 「持って行ったの！」 息子 「いい加減にしてくれよ！！」

「異臭がしているのに本人が嫌がるので何日も入浴させない」 「お母さんには申し訳ないんだけど、この時期は忙しくて残業も多いんだよな。男の俺が母さんの体を拭くのも抵抗があるし・・・」 「本人は嫌がっているが健康のためにと、リハビリを行っている。」	母親 「とっておくれよ」 息子 「だめだめだめ。お母さんのためにやってるんだから我慢我慢」 母親 「とっておくれよ」 息子 「はいはい。じゃあ行くよ」 母親 「動けないよ」 NA 異臭がしているのに本人が嫌がるので何日も入浴させない。 息子（心の声） 「お母さんには申し訳ないんだけど、この時期は忙しくて残業も多いんだよな。男の俺が母さんの体を拭くのも抵抗があるし・・・」 NA 本人は嫌がっているが健康のためにと、リハビリを行っている。 母親 「痛いよ、もう嫌だよ」 息子 「そんな事言わないの。はい、来て。これはリハビリなんだからね。」 はい、1, 2, 1, 2」 母親 「動きたくないよ。痛いよ。」
--	---

「トイレのドアを開けたまま排泄行為をさせる」	NA トイレのドアを開けたまま排泄行為をさせる 息子 「1, 2, 1, 2 はいつかまって」 母親 「はい、ありがとう」 息子 「あ～開けたままでね」 母親 「何で？」 息子 「何かあったら困るでしょ」 母親 「恥ずかしいの」 息子 「この間だって倒れてたじゃないか」 母親 「恥ずかしいから」 息子 「そんな事言ってもらえない。母さんのためなんだよ。じゃあ離して」 母親 「閉めるの。お願い」 息子 「大丈夫 だめだめ」 母親 「恥ずかしいよ」 息子 「そんな事言ってもらえないよ」 NA 本人の年金なのに日常生活に必要な金銭を渡さない。 息子（心の声） 「この先まだお金が必要になるかもしれないから…。」
-------------------------------	---

「安全のために車いすに縛る」 「安全のためでも行動の自由を奪うことは身体的虐待になる」 「異臭がしているのに本人が嫌がるので何日も入浴させない」 「いくら忙しくても放置することは介護放棄(ネグレクト)になる」 「本人は嫌がっているが健康のためにと、リハビリを行っている」 「本人のためとはいえ強引に運動やリハビリをさせることは」 「心理的虐待になる」 「怪我などをさせた場合は身体的虐待にもなる」 「トイレのドアを開けたまま排泄行為をさせる」 「本人の意思に反してトイレのドアを開けておくことは母親の安全確保のためとはいえ性的虐待になります」	NA これらは虐待といえるでしょうか？ ひとつずつみていきましょう。 安全のために車いすに縛る 車椅子に縛られた母親は、自由を奪われます。 安全のためとはいえ、本人が嫌がっていたり、合意をとらずに、行動の自由を奪うことは身体的虐待になります。 異臭がしているのに本人が嫌がるので何日も入浴させない 異臭がするほど放置することは健康にも影響します。 いくら忙しいからといってもこれは介護放棄、いわゆるネグレクトになります。 本人は嫌がっているが健康のためにと、リハビリを行っている 本人のためとはいえ、とても嫌がっているのに強引に運動やリハビリをさせることは、心理的虐待になります。 またそのことによって怪我などをさせた場合は身体的虐待にもなります。 トイレのドアを開けたまま排泄行為をさせる 本人の意思に反してトイレのドアを開けておくことは、いくら母親の安全確保のためとはいえ、性的虐待になります。
---	---

「母親のプライドを傷つけた場合は心理的虐待にもなる」 「本人の年金なのに日常生活に必要な金銭を渡さない」 「本人の年金なのに日常生活に必要な金銭まで渡さないということはこれからのことを考えてるとはいえ経済的虐待になります」 「良かれと思ってもこれらは虐待の可能性あります」 「自覚がなくても、権利や利益、健康などが損なわれれば虐待」	また母親のプライドを傷つけた場合は心理的虐待にもなります。 本人の年金なのに日常生活に必要な金銭を渡さない 本人の年金なのに日常生活に必要な金銭まで渡さないということは、いくらこれからのことを考えてるとはいえ、経済的虐待になります。 家族介護者は良かれと思ってもやっていても虐待の可能性あります。 家族介護者に虐待の自覚がなくても介護される側の権利や利益、健康などが損なわれれば、虐待になってしまうのです。
「家族介護者だけが悪いわけではない」	NA また、明らかに虐待とわかる行為も、必ずしも家族介護者だけが悪いわけではありません。
「虐待は誰にでも起こりうることなのです」	息子の心の声 (ガチャンと物が壊れる音) 「もういい加減にしてくれよ！ どうして俺の言うことがわからないんだよ！」 「せっかくお母さんのために作ったご飯なのにまた食べてくれないの。もういいよ。このご飯食べ終わるまで、もう作らないからね。」 NA 長年の介護疲れや、将来の不安から、止むに止まらず虐待を行ってしまうケースも数多くあるのです。

「平成18年 高齢者虐待防止法が施行」 「高齢者を虐待から守り安心した生活が送れるようにする」「家族介護者が追い詰められて虐待を行わないように支援する」「虐待を行った人を罰するための法律ではない」	虐待は、このような立場に置かれた人なら、誰にでも起こりうることなのです。これはお互いにとって非常に不幸なことです。 近年高齢者虐待が極めて深刻な状況になったため、平成18年には 高齢者虐待防止法が施行されました。 この法律は高齢者を虐待から守り安心した生活が送れるようにすることを第一の目的としていますが、さらに家族介護者が追い詰められて虐待を行わないように支援することも目的のひとつになっています。 高齢者虐待防止法は虐待を行った人を罰するための法律ではないのです。 通報者 「こんにちわ。山本さん」 息子 「こんにちわ。今日何か？」 通報者 「おばあちゃん元気かなと思って」 息子 「おばあちゃん…」 通報者 「この前あったとき、ちょっと元気ないなと思って…」 息子 「そんな事ないです」・・・
「虐待かなと思ったら迷わず市町村窓口や地域包括支援センターに相談してください」	NA あなたがもし虐待かなと思うことに遭遇したら、迷わず市町村窓口や地域包括支援センターに相談してください。

	通報者 「もしもし、あの近所の高齢の方の事でとっても心配な事があってお電話しました」 その行動が、虐待を受ける高齢者を守り、また心ならずも虐待を行ってしまっている介護家族の支援へとつながっていきます。
「情報提供後は、市町村地域包括支援センターの専門職が責任を持って対応」 「市町村・地域包括支援センターには守秘義務がある」	NA 情報提供後は、市町村・地域包括支援センターの専門職が引き継ぎ責任を持って対応します。 市役所職員 「市役所の高齢課のものです。今日は80歳以上の高齢者の方のお宅をご様子伺いで訪問させていただいています。 市町村・地域包括支援センターには守秘義務があり、訪問調査の時も虐待の通報があつて来たことがわからないように訪問します
「トラブルにかかわりたくない」「自分が悪者になるのでは？」 「通報が遅れるとその分虐待が深刻化してしまう可能性があります」 「情報提供者は高齢者虐待防止法で守られています」 「「おや？」と思ったらすぐに市町村窓口か地域包括支援センターに相談してください	NA 虐待の相談をするとき「他人のトラブルにかかわりたくない」「相談したことで自分が悪者になるのでは？」といった不安はあると思います。 しかし通報が遅れるとその分虐待が深刻化してしまう可能性があります。 情報提供者は、高齢者虐待防止法で守られていますので 「おや？」と思ったらすぐに市町村窓口か地域包括支援センターに相談してください。

	通報者 「あの、大きな怒鳴り声が聞こえるんですけど」 市町村担当者 「そうなんですか。大きな怒鳴り声をご近所から聞こえるんですね」 通報者 「なにか息子さんが大きな声でおばあちゃんのことを怒鳴っているみたいなんですけど」 高齢者、家族介護者の隠れた声に耳を澄ましてみてください。 その勇気ある行動が、虐待を未然に防いだり、早期の発見へとつながっていくのです。
「虐待が疑われる例」 「暑い日や寒い日、雨なのに長時間外にいる」 「あざや傷がある」 「食事をきちんと食べていない」 「家から怒鳴り声や泣き声、大きな音が聞こえる」 「問いかけに反応がない。無表情、怯えている」 「介護が必要なのにサービスを利用している様子が無い」 「年金などお金の管理が出来ていない」 「介護者の態度が攻撃的だったり、否定的」	虐待が疑われる例 暑い日や寒い日、雨なのに長時間外にいる あざや傷がある 食事をきちんと食べていない 家から怒鳴り声や泣き声、大きな音が聞こえる。 問いかけに反応がない。無表情、怯えている 介護が必要なのにサービスを利用している様子が無い 年金などお金の管理が出来ていない 介護者の態度が攻撃的だったり、否定的。

「このようなことを目撃したら、迷わず市町村の窓口や地域包括支援センターに相談してください。 担当者が責任を持って対応します。 あなたの勇気ある行動が高齢者を虐待から守り介護家族への支援にもつながっていきます。」	このようなことを目撃したら、迷わず市町村の窓口や地域包括支援センターに相談してください。 担当者が責任を持って対応します。 あなたの勇気ある行動が高齢者を虐待から守り介護家族への支援にもつながっていきます。
--	--

高齢者虐待防止法とは (15' 15")

シーン	Contents
「高齢者虐待防止法とは」 高齢者虐待防止法の正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」	NA 高齢者虐待防止法とは。 高齢者虐待防止法の正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。
「高齢者虐待防止法」の目的を知っていますか？ 「高齢者虐待防止法」の目的 (第一条) 「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」 「ケアマネジャー・高齢者」 「ケアマネジャー・養護者」 「高齢者虐待の防止だけでなく」「虐待をした養護者に対する支援も目的のひとつ」 「虐待を行った人を罰するためのものではない」	NA <u>「高齢者虐待防止法」の目的を知っていますか？</u> この法律の目的は 「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」となっています。つまり、高齢者虐待の防止だけではなく虐待をした養護者に対する支援も目的のひとつとなっています。 この法律は虐待を行った人を罰するためのものではないのです。

「高齢者虐待とはどのような行為をさすのか知っていますか？」 高齢者虐待の分類 身体的虐待、 養護を著しく怠る(ネグレクト)、 心理的虐待、 性的虐待、 経済的虐待 ① 身体的虐待 「暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為」 (第2条第4項第一号イ) 「平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる。ベッドに縛り付けたり意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をするなどの行為」 ② 養護を著しく怠る(ネグレクト) 「意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させるような行為」 (第2条第4項第1号ロ) 「入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある	<u>高齢者虐待とはどのような行為を指すのか知っていますか？</u> 高齢者虐待は次の5つに分類されます。 身体的虐待、養護を著しく怠るいわゆるネグレクト、 心理的虐待、性的虐待、経済的虐待。 それではひとつずつ詳しく見ていきましょう。 ① 身体的虐待とは 暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為です。 具体的には 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけどをさせる・打撲させる。ベッドに縛り付けたり意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をするなどの行為です。 ② 養護を著しく怠る いわゆる ネグレクトとは 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させるような行為です。 具体的には 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、 皮膚が汚れている 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
---	--

室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせないなどの行為」 ③ 心理的虐待 「脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与える行為」 (第2条第4項第1号ハ) 「排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせたり、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、また侮辱を込めて、子どものように扱う。高齢者が話しかけているのを意図的に無視するといった行為 ④ 性的虐待 「本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはそれを強要する行為」 「排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置したり、キス、性器への接触、セックスを強要するといった行為」 (第2条第4項第1号ニ) ⑤ 経済的虐待 「本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為」 (第2条第4項第1号ホ) 「日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 本人の自宅等を本人に無断で売却する年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなどの行為」	室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせないなどの行為です。 ③ 心理的虐待とは 脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与える行為です。 具体的には 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせたり、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、また侮辱を込めて、子どものように扱う。高齢者が話しかけているのを意図的に無視するといった行為です。 ④ 性的虐待とは 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはそれを強要する行為です。 具体的には 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置したり、 キス、性器への接触、セックスを強要するといった行為です。 ⑤ 経済的虐待とは 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為です。 具体的には 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 本人の自宅等を本人に無断で売却する年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなどの行為です。
--	--

「高齢者虐待を行う人」 (第2条第2項・第3項) 「家庭における養護者によるもの」 「施設等の職員によるもの」 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者」の範囲の表	またこの法律は高齢者虐待を 家庭における養護者、つまり家庭で高齢者を介護する 人によるものと 施設等の職員によるものとに分けて考えています。 高齢者虐待防止法に定める「施設等の職員」の範囲は 次のとおりで
<u>この法律で人々に広く求められていることを知っていますか？</u> 「養介護施設、病院、保健所、その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉には職務上関係のある者」は、 ① 自覚し、早期発見するよう努めなければならない ② 啓発活動、保護の施策に協力する努めなければならない (第5条第1項・第2項) 行政の責務 (第3条第1項・第2項・第3項) 虐待の防止、養護者支援等のための必要な関係機関、民間団体間の連携協力体制の強化と整備、支援 人材の確保及び資質向上のための措置 広報・啓発活動 国民の責務 (第4条) 高齢者虐待への理解を深め、協力の努力義務	<u>この法律で人々に広く求められていることを知っていますか？</u> 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。 そして啓発活動、保護の施策に協力する努力義務もあります。 また行政の責務としては、 虐待の防止、養護者支援等のための必要な関係機関、民間団体間の連携協力体制の強化と整備、支援をし、人材の確保及び資質向上のための措置 広報・啓発活動などを行うこととなっています。 そして国民も 高齢者虐待への理解を深め、協力の努力義務があります。
高齢者虐待の対応の流れを知っていますか？	<u>高齢者虐待の対応の流れを知っていますか？</u>



もし高齢者虐待の通報があったのに市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した場合のように、虐待対応をすべき作為義務があるのにその権限を行使せず、その結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性があります。

（出典『市町村・地域包括支援センター
都道府県のための養護者による高齢者
虐待対応の手引き』

社団法人 日本社会福祉士会）

高齢者虐待の対応は、主に市町村が主体となって行います。

市町村は、虐待の通報、相談の窓口になります。

生命の危険など緊急性の判断をし本人の安全を確認します。

安全が確認できない場合は、立ち入り調査を行う場合もあります。安全が確認できたら、関係機関と連携して、情報収集を行い

その情報を基に、支援計画を作成し援助を行います。

その後モニタリングと評価を行い、虐待が解消した場合は、虐待対応を終結します。

もし高齢者虐待の通報があったのに、市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した場合のように、虐待対応をすべき作為義務があるのにその権限を行使せず、その結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性があります。

虐待かなと思ったら、どうすればよいでしょうか？ 生命又は身体に重大な危険が生じている場合→市町村への通報義務 上記以外の場合→市町村への通報努力義務 被虐待者本人が市町村に申告することができる (第7条) これらの通報・連絡は守秘義務違反に問われません また虐待の事実を確認する必要はありません。「虐待と思われる」ということで通報・相談できます	<u>虐待かなと思ったら、どうすればよいのでしょうか？</u> 生命又は身体に重大な危険が生じている場合は市町村への通報義務があります。 上記以外の場合は市町村への通報努力義務があります。 被虐待者本人が市町村へ申告することも出来ます。 これらの通報・連絡は守秘義務違反に問われません。また虐待の事実を確認する必要は有りません。「虐待と思われる」ということで通報・相談できます。
高齢者が危険な状態にあるのに、会うのを拒否されたら、どうすればよいのでしょうか？ 高齢者の姿が長期に渡って確認できず、また、養護者が訪問に応じないなど 生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときには、市町村は「高齢者虐待防止法」に基づき立入調査を行うことが出来る (第11条)	<u>高齢者が危険な状態にあるのに、会うのを拒否されたら、どうすればよいのでしょうか？</u> 高齢者の姿が長期に渡って確認できず、また、養護者が訪問に応じないなど 一定の場合には、市町村は「高齢者虐待防止法」に基づき立入調査を行うことが出来ます
この場合、地域包括支援センターの職員等、高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして 居所に立ち入り、調査、質問することができる 警察署長に援助を求めることができる (生命、身体安全確保) * 立入拒否は罰則 30 万円	この場合、地域包括支援センターの職員等、高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして 居所に立ち入り、調査質問することができることになっています。 また必要に応じ、警察署長に援助を求めることも出来ます。

危険な状態にある高齢者はどのように保護されるのでしょうか？ 市町村又は市町村長は、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合、保護のため、次の後を行います (第9条2項) 居宅生活支援事業のサービスの利用、特別養護老人ホーム・養護老人ホームへの入所 成年後見開始等の審判申立てショートステイ、特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの居室の確保を行います	<u>危険な状態にある高齢者はどのように保護されるのでしょうか？</u> 市町村又は市町村長は、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合、保護のため、次の措置を行います。 居宅生活支援事業のサービスの利用、特別養護老人ホーム・養護老人ホームへの入所。 成年後見開始等の審判を申し立て、ショートステイ、特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの居室の確保を行います。
虐待をした人（養護者）はどのような対応がとられるのでしょうか？ 市町村は、養護者の負担軽減のための施策を講じる。また相談・指導・助言・措置居室の確保その他必要なを行う(第14条)	<u>虐待をした人（養護者）にはどのような対応がとられるのでしょうか？</u> 市町村は、養護者負担の軽減のための施策を講じます、また相談、指導及び助言その他必要な措置や高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を行います。
市町村は関係する機関をどのように支援していくのでしょうか？ 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人介護支援センター、地域包括支援センター等（高齢者虐待対応協力者）との連携協力体制を整備しなければならない。(第16条)	<u>市町村は関係する機関をどのように支援していくのでしょうか？</u> 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人介護支援センター、地域包括支援センター、その他関係機関、民間団体と連携協力体制を整備し、迅速に対応できるようにしなければいけません。

都道府県は、市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。 市町村が行う措置の適切な実施を確保するため、必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。(第 19 条)	また都道府県は、市町村の措置の実施に関し、市町村相互の連絡調整、情報の提供、必要な援助を行い必要な時には助言を行うことができます。
虐待かなと思ったら、市町村、または地域包括支援センターへ相談してください。 あなたのその行動が高齢者虐待を早期発見し予防していくことにつながります。	虐待かなと思ったら、市町村、または 地域包括支援センターへ相談してください。 あなたのその行動が高齢者虐待を早期発見し予防していくことへつながっていきます。

平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発のための調査研究事業」

「高齢者虐待防止に向けた、ケアマネジャーの役割」

「平成22年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」では、養護者による高齢者虐待についての対応状況等に関して、通報・相談者は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が43.4%と最も多い、しかしながら、ケアマネジャーに虐待対応に関してその対応手順や、責任の所在など、まだまだ理解が進んでいないのも現状です。この、セミナーでは「高齢者虐待防止に向けた、ケアマネジャーの関わり方」に関して制作した映像をもとに考えることを目的とします。

日 時：平成 **24** 年 **2** 月 **25** 日（土）13時～16時

会 場：川崎市総合福祉センター エポックなかはら（3階ホール）

※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください

参加費無料：申し込み不要（当日ご自由にお越しください）

参加対象者：ケアマネジャー及び高齢者虐待に関心のある方

主 催：(株)シルバーチャンネル
後 援：川崎市

Program

13時00分・・・基調講演「認知症治療の最前線と高齢者虐待」

国立長寿医療研究センター 内科総合診療部長 遠藤 英俊

13時45分・・・「研究事業およびアンケート調査の概要」

日本大学文理学部社会学科 教授 山田 祐子

14時00分・・・休憩

14時15分・・・映像の上映

「高齢者虐待対応とケアマネジャーの関わり」

14時35分・・・シンポジウム

「高齢者虐待防止の啓発に向けた映像の活用」

国立長寿医療研究センター 内科総合診療部長 遠藤 英俊

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長 森上 淑美

日本大学文理学部社会学科 教授 山田 祐子

社会福祉法人いきいき福祉会 副総合施設長 中澤 伸

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 伊藤 大佑

15時45分・・・質疑応答

16時00分・・・終了

※プログラムは予定です。

Map



会場：川崎市総合福祉センター エポックなかはら
JR南武線「武蔵中原駅」徒歩1分
川崎市中原区上小田中 6-22-5
電話 044-722-0185

遠藤 英俊 国立長寿医療研究センター 内科総合診療部長 日本高齢者虐待防止学会 理事

1982年、滋賀医科大学卒業。1987年、名古屋大学医学部大学院修了。老年病専門医。著者に「認知症・アルツハイマー病がよくわかる本」(主婦の友社)、『地域回想法ハンドブック』(河出書房新社)、多数。またNHKをはじめテレビにも多数出演。

■お問い合わせ先 (株)シルバーチャンネル

〒105-0013東京都港区浜松町1-5-10 浜松町シティハイツ301

電話 03-5405-1183 FAX 03-5405-1184

メールでのお問い合わせ silver@g3-b3.co.jp

【メモ】



【×モ】



DVDについて

内容

- ①「高齢者虐待防止に向けたケアマネジャーの関わり」 15分15秒
ケアマネジャーに向けた高齢者虐待対応の流れを解説した映像
- ②「知っていますか？高齢者虐待」 15分02秒
一般市民に向けた、高齢者虐待の解説と、早期の通報・相談の啓蒙映像
- ③「知っていますか？高齢者虐待」ダイジェスト版 6分59秒
高齢者虐待関連の研修会以外でも、高齢者虐待の理解に活用できる映像
- ④「高齢者虐待防止法とは」 15分15秒
高齢者虐待防止法の理解を進めるための映像

活用方法について（山田祐子委員 提言より）

主な普及啓発の対象は、①ケアマネジャー、②一般市民であるが、その用途は多様である。

①ケアマネジャー向けのビデオは、関係専門職、特にサービス担当者会議に参加する専門職および民生委員等も必見である。高齢者虐待の知識のみならず、具体的関与の方法論もイメージしながら学ぶことができる。またインターネットでの視聴を可能にすることで、ある種のEラーニングの機会の提供となり、動画映像も含めた教材の無料配信となるので、今更こんなことは同僚に聞けない、テキストを買うほどではない、という場合も、お金をかけず人知れず学べることになる。研修の機会が少ない環境にあっても効率的に学ぶことができ、市町村格差等、地域格差の解消にもその効果が期待される。

②一般市民向けのビデオの普及啓発の対象は、まず「早期発見・見守りネットワーク」の構成員が考えられるが、虐待者は配偶者とともに息子をはじめとする男性および被虐待者の子世代が多いことから、介護者予備軍および男性中高年の優先順位は高い。介護家族への普及啓発は「虐待をしていると思われるのだろうか」との誤解を生じるおそれがあるので、まだ実感のない早めの段階が重要である。なお市区町村や地域包括支援センターの担当者が地域において普及啓発を企画する際、予算や時間は限られているので、優先順位を考えることはいうまでもない。その他、普及啓発としては、高齢者虐待防止主管課主催だけでなく、関係福祉課、人権関係、社会教育関係、ガス・水道・電気・金融関係等関係事業所等、企業の福利厚生関係部署等、地域において多様な場が考えられる。また個人的意見であるが認知症サポーター百万人キャラバンにおいて、認知症の医療的解説も重要かもしれないが人権の視点も強化し、その先に控える高齢者虐待も意識してほしい。

平成23年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

「高齢者虐待防止に向けた普及啓発映像開発
のための調査研究事業」

平成24年3月

発行：株式会社 シルバーチャンネル

〒105-0013 東京都港区浜松町1-5-10-301
TEL：03(5405)1183 FAX：03(5405)1184
Eメール：silver@g3-b3.co.jp
ホームページ：http://www.g3-b3.co.jp/
